

会 議 録 目 次

令和4年第2回海田町議会定例会（第3日目）

令和4年3月3日（木）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問		
	○久留島元生議員	4	
	○小田久美子議員	7	
	○西田誠一議員	11	
	○富永やよい議員	14	
	○大江康子議員	22	
	○石橋京子議員	29	
	○玉川真里議員	39	
	○宗像啓之議員	55	
	○前田勝男議員	60	
日程第2	第11号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第3	第12号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第4	第13号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第5	第14号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第6	第15号議案	海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第7	第16号議案	海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について	75
日程第8	第17号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	75
日程第9	第18号議案	令和4年度海田町一般会計予算	77

日程第10	第19号議案	令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	77
日程第11	第20号議案	令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	77
日程第12	第21号議案	令和4年度海田町介護保険特別会計予算……………	77
日程第13	第22号議案	令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	77
日程第14	第23号議案	令和4年度海田町水道事業会計予算……………	77
追加日程第1	発議第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議案……………	80
		(散 会)……………	81

令和4年第2回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 令和4年3月1日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 3月3日(木)9時00分宣告(第3日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三
副 町 長 今 岡 寛 之
教 育 長 佐々木 智 彦
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝
建 設 部 長 久保田 誠 司
(水道事業参事)
教 育 次 長 森 山 真 文
下 水 道 担 当 参 事 龍 岩 広 幸
建 設 部 次 長 門 前 誠 司
企 画 課 長 藤 原 靖
魅力づくり推進課長 脇 本 健二郎
財 政 課 長 吉 本 真 人
総 務 課 長 中 村 修 介
税 務 課 長 松 井 良 哲
防 災 課 長 宮 垣 将 司
デジタル推進課長 下 野 武 士
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子
住 民 課 長 近 森 茂
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂
こ ど も 課 長 新 藤 正 敏
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美
上 下 水 道 課 長 木 村 生 栄

建設部付課長	早稲田 誠
(地方公営企業法適用化担当)	
会計管理者	中川 修治
生涯学習課長	中下 義博
学校教育課教育指導監	松本 孝司
新庁舎整備室長	山田 長秀
環境センター所長	谷川 雅彦
建設課主幹	矢熊 健治

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 倉本 勇登 |
| 主査     | 水野 啓太 |
| 主任     | 辻 千奈美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第11号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第12号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第13号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第14号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第15号議案 海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第16号議案 海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第17号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第18号議案 令和4年度海田町一般会計予算
- 日程第10 第19号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算

- 日程第11 第20号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 第21号議案 令和4年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第13 第22号議案 令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 第23号議案 令和4年度海田町水道事業会計予算

追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、換気のために窓を開放しております。また、防寒のための膝かけ等の使用を許可いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。11番、久留島議員。

○11番（久留島） 11番、久留島です。本日は1点、お尋ねいたします。

仮称JR東海田新駅の建設についてお尋ねします。第5次海田町総合計画の中で、10か年のビジョンを見ると、海田東地区にJR新駅を建設、新たな交通拠点の形成を図り、地域の発展に努めるとあります。私たちも5年前から地域の要請を受けて、仮称JR東海田新駅建設について、発起人会開催後、取組準備中であります。数年前から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため行動を自粛しております。JR担当者には、これまでの経緯と概要をお聞きしました。平成29年に新設開業した寺家駅の発起人の方々にお会いして話を聞くと、行政の支援も受け、一致団結し、完成したとのことでした。海田町の場合はどのように計画、実行されるのかお尋ねいたします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 久留島議員の質問に答弁いたします。仮称JR東海田新駅の建設について

の質問でございますが、来年度以降、現況調査、利用者の将来予測や施設整備の検討など詳細に調査し、JR西日本とも十分調整しながら、費用対効果や鉄道施設等の配置など物理的な面も含めて新駅の誘致の実現が可能であるかを検討してまいります。併せて、今後、仮称JR東海田新駅建設に係る発起人会の活動において、必要な情報があれば情報の提供について検討してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）私が寺家駅の発起人の方とお話ししたことについて、ちょっと概要を申し上げます。寺家駅の建設の場合は、ちょっとほかの駅舎と違いまして、用地を5人の地主が提供され、行政と協力して寄附金を集められ、駅舎を建てられました。土地代金が要らないので、通常半額以下の予算で済んだということでした。海田町の場合、新駅設置は町が主体的に取り組むのか、それとも、企業や学校関係者、住民などで構成される発起人会が中心になるのか、寺家駅のように地元と行政が連携を図り進めていくのか、どのパターンで想定しておられるのか、考えをお聞きいたしたい。私は地元の発起人会と町の両輪で進んでいくのが一番いいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまのことに御答弁申し上げます。今回、来年度以降、町長答弁にもございますように、まずは調査のほうをさせていただくと。その中で、実際に実現可能であるかということを見極めた上で、その上で進めていくということになるんですが、現在、まだその熟度のほうの関係もございますので、発起人の方々とどういうふうな連携の在り方があるかというのは、また、今後の熟度を見極めながら対応方法を考えていきたいと考えております。ただ、そういった発起人会の方々、そういったまちづくりに対する思いというのは非常に町としてもありがたいことでございますので、可能な限り協力するという姿勢は十分持っているというものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）発起人の会員のほうは、学校関係者、地元経営者、また地元有志で構成されておるメンバーでございますが、皆それぞれ地元の要請を受けて、熱い思いを持っておられます。今後、取組を進める中で、必ず、彼らの力を借りる場面も出てくると思うので、この事業を官民挙げて、オール海田で取り組みたいと思っている次第です。そのために一日も早く建設に向けて、来年早々にも発起人会と一度お話し合いを持ってほしいと考えております。また、事務局は今のところ広島国際学院高校に準備室を無償で

借り、備品、電話も提供していただく予定になっております。その点で、発起人会とお会いすることができますかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のとおり、我々も発起人の方々とまずはそういった状況があれば、お会いしてお話をするということはさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）コロナで少し行動は休んでおりますが、現在のところ、要望の署名は1,000人以上はいただいております。また、JR関係者と協議をしてまいりました。私と前田議員2人で、JRの責任者にお会いして、担当者ですね、お話を聞いてきたんですが、その話の中では海田市と安芸中野駅の間隔が長いので、これは許可は下りるだろうということでございます。駅の長さは8両編成が一番今長いらしいんですよ、この線が。それで、駅舎は170メートル以上は必要だということです。ホームの幅は線路以外が2メートル以上ということでございます。それでは、駅の候補地とか場所的なものはまだ考えはないですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今後、具体的に検討してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）開業するまでの期間はどのぐらいを見ておられますかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）これははっきりと今の段階で申し上げられるような状況ではございませんが、これ、一般論ということで御認識いただけたらと思うんですけども、最短でも5年というふうにお伺いいたしております。そういう状況でございますが、その辺については、一つ一つ問題点、そういったことを整理しながら検討してまいる、そういうふうな考えでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今、大体5年という目安が出ましたけど、これは最終的には全部寄附金で賄って、それを全部JR側に預けて、JRの建設会社が建てられるそうですから、全額、海田の場合は土地を提供してもらえる方はいらっしゃると思いますので、これも全部購入の形になりますが、金額的にはすごく大きな金額になると思います。町の

発展や交通の利便性、人口の増加という視点で見れば、海田町にも多少メリットがあるんじゃないかと思いますが、また周りに9企業があるんですが、ここの社長たちも是非お願いしたいと言われておるんですが、これが年間、駐車場代金だけで3,000万から5,000万支払っているそうです。それを考えれば、かなりメリットがあるんじゃないかと思います。また、学校もあります、学校も今では海田市から降りて、交通事故に巻き込まれながら、道を歩いて自転車で通学しておられますが、これも目の前に駅ができれば、かなりメリットがあるということで、かなり積極的にお願いを受けております。だから、最終的にその金額が集まるかどうか、これが西条と違って、海田町の場合は全額集まらなきゃいけないという負担がかかるんでございますね。インフラ整備も伴うことですが、そこが発展したら、固定資産税は当然周りの固定資産税は上がると思うんですが、そこらのインフラ整備で固定資産税はもう永久に町に入ってますから、だから、そのインフラ整備の費用と固定資産税の収入、そこらが一生涯入ってきますから、ペイできるんじゃないかと思うんですが、そこらの考え方はどう考えておられますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のところは十分分かっております。今回、新駅の誘致の検討ということで、海田東地区の発展、更には海田町全体の発展のために、これは非常に重要なテーマというふうに考えておりますので、御指摘のことも踏まえまして、今後、検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）発起人の方にもそのようにお伝えしたいと思いますが、途中で挫折しないように最後までやっていきたいと思いますが、その意欲はありますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まずは実現の可能性があるかどうか、その辺の判断を見極めてまいります。ただ、前向きな、それは取り組むという姿勢は町として十分持っているつもりでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）その意欲を買って期待して、発起人会のほうに伝達しておきますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（桑原）4番、小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。本日は、2項目にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず、コロナ禍における住民支援について。新型コロナウイルス感染症がまん延し始めて2年余り、ワクチン接種や3密回避等により、現在のオミクロン株にも県や国の対策と住民の努力により対応しているところがございます。この間、様々な支援策が講じられてきました。しかし、その支援策が実際に困っておられる方に届いているか疑問に思うところもあります。せっかくの支援が届いていないということのないよう、町においては最大限の努力をしなければならないと思います。また、町独自の支援を届けられるのもコンパクトシティの利点だと考えます。そこで、本町の取組についてお尋ねをいたします。まず1点目、中小事業者に対しての支援金の申請など、電話が繋がらないやネット環境が整っていないなど、申請までに大変苦労している中小事業者にどのような対応をしておられますか。また、今後の対応はどのようにされるのでしょうか。2点目、小学校休業等対応助成金・支援金の周知徹底はどのようにされているのでしょうか。

次に、医療用ウィッグの助成について。以前、アピアランスケアについて一般質問をさせていただいた医療用ウィッグの助成を2022年度から広島県においても助成制度が創設される予定です。中国地方では山口県、鳥取県、島根県に次いで助成制度創設に、闘病中の方には大変喜ばれております。この制度で県が助成するのは2分の1の金額となっております。そこで、残りの2分の1を町で助成してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。

コロナ禍における住民支援についての質問でございますが、1点目については、中小事業者に対する支援としては制度の周知のほか、申請書類を役場で用意し、お渡ししているほか、申請窓口などの案内、手続の簡単な説明をしております。また、広島安芸商工会においては会員の方に申請の作成等支援を行っており、非会員の方からの相談についても、申請窓口の案内や行政書士の紹介などをしております。今後についても広島安芸商工会と連携し、対応をまいります。2点目については、町ホームページにおいて、小学校休業等対応助成金・支援金を含む支援策を一覧にして、閲覧者が情報を検索しやすいよう、記事掲載し、周知をするほか、SNSで発信をしております。また、3月1日に発送した5歳から11歳までのワクチン接種券に、小学校休業等対応助成金・支援金のチラシを同封し、周知いたしました。

続きまして、医療用ウィッグの助成についての質問でございますが、がん治療による

外見の変化を補完して、心理的負担を軽減し、社会参加の促進や療養生活の質の向上を図るとともに、経済的負担を軽減するため、町独自の助成を検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、再質問させていただきます。まず初めに、医療用ウィッグの助成について、以前、質問をさせていただいたときも、県の動向を踏まえながら、今後検討してまいりますというような答弁をいただいていたと思います。今回、これを踏まえて、町独自の助成を検討してまいりますという答弁をいただいておりますけれども、具体的にいつ頃からどのような支援を検討するのか、そこまでお考えかどうか、まずお聞かせください。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後、県の助成の状況を見ながら検討してまいりたいと思いますけれども、来年度のなるべく早期に開始できるように検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それではなるべく早期に助成制度を検討していただき、困っておられる方に支援が届くように、町のほうで取組をしていただきたいと思います。

続きまして、コロナ禍における住民支援についてでございますけれども、現在でも中小企業に対する支援を手厚く行っておられることは私も周知しております。答弁を頂きましたように、役場において申請書類をお渡しするなど、手続の簡単な説明をしておりますというふうにございますし、商工会とも連携をして行っているということですが、これによって困っておられる中小事業者全員に支援が届いておられると、町のほうではお考えなのでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）非常に難しい質問だと思うんですけども、まず周知というところなんですけども、町がホームページやチラシの配布で周知しております。ただ、それが対象の方のところに届いても、例えば、それを見なかったり、例えば、それを見たけども、正しく制度を理解しなかったり、知らなかったとか気づかなかったというところで周知がなされなかったというところもあろうかと思えます。我々としてはそれをできるだけ防ぐために、媒体を増やしたり、回数を増やしたりしながら周知をしたいと思っておりますので、100パーセント周知ができたかという質問につきましては、非常にお答えにくいところでございます。我々としてはできることをやっていくという姿勢でござ

ざいます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）町行政としては、それは当然のことかというふうに考えております。その先が、この大き過ぎず、小さからずのこの海田町でできる支援ではないかなというふうに考え、今回、このような一般質問をさせていただきました。一昨日から始まりましてこの定例議会におきましても、施政方針の中でもまた一般質問の答弁の中におきましても、繰り返し言われてきたのが、第5次海田町総合計画、これに基づき、町行政を進めていくというふうな御答弁があったかと思えます。この第5次海田町総合計画の中にはしっかりとSDGsのことも書かれておりますし、町長も自らバッジを付けられ、このSDGsの推進に尽力されていることと思えます。この中にもございましたように、このSDGsの基本理念、これは世界中の誰一人取り残さないという包括的な世の中をつくっていくことが重要であるというふうに示されております。これに基づけば周知徹底をした、だけれども、申請がされなかったかどうか分からない、周知されたかどうか分からないというのでは、この誰一人取り残さないという言葉には整合性が取れないのではないかと考えます。そこにおいては、今一度御答弁を願いますでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員おっしゃるとおり、行政のほうがただやったつもりにならないように、今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）同じ町の中でありましてけれども、1月から始まりましていきいき活動ポイント、申請時に健診で来られた方に直接職員の方が1月からこういう制度が始まりましたよ、ポイント手帳を作って、ポイントをもらえるようなことに参加をすれば、上限1万円までですけど、こういう制度がありますよということをこちらの行政の側から町民の方に直接お話をさせていただいて、その場で手帳の申請をされたということを伺いました。ホームページや広報、また町内放送でお知らせするのも一つの手だと思いますけれども、直接、住民の方にこちらの側からこういった制度がありますよ、活用されておりますかというようなお声掛けも必要ではないかなというふうに感じます。せっかく役場の中でこうした取組をされているところがありますので、是非ともこれはどの課においても、どの部署においても見習っていただいて、取り入れていただいて、住民の方が困っておられる方が支援にたどり着いた、この支援を使うことができたというような町

行政を目指していただきたいと思っておりますけれども、今一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）もう少し詳しく。魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（協本）本当に議員の御指摘も踏まえて、先ほども申しましたように、ただただ、こちらのほうから一方的にやったつもりにならないように、機を捉えてそういった制度の周知であるとか、説明について努めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、今後、そのような町民の方に寄り添った支援が行われることを期待いたしまして、再質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）2番、西田議員。

○2番（西田）2番、西田です。本日は1件、有害鳥獣捕獲後の処理に関して質問させていただきます。

本町の有害鳥獣駆除については、海田町有害鳥獣駆除班におかれまして、年を通じて鋭意捕獲に取り組んでおられるところであります。昨年9月の一般質問では、駆除班の高齢化と班員の減少について質問したところではありますが、この度は有害鳥獣捕獲後の処理におきまして課題となっている事項がありますので、質問させていただきます。有害鳥獣捕獲後の処理につきまして、国では被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、有害鳥獣を地域資源として利用する取組を広げていくことが重要であるとし、ジビエ活用の拡大を図るべきとの方針のようです。従来、駆除班員の方々におかれましては、自家消費の食肉に活用されたり、廃棄する場合は山中に埋めるなどされ、捕獲から処分までを各自で行うことが主流であります。しかしながら、新規登録班員の方々には食肉加工できる作業場があるわけでもなく、山中に埋めようにも持ち山があるわけでもなく、処分方法に苦慮されており、課題となっております。小型、ウリ坊のようなものですね、鹿なんかはちょっと大きいので駄目かもしれないんですけども、このような個体であれば安芸クリーンセンターで引き取ってもらえるものの、大きな個体になると、50センチ以下に切断しないと引き取っていただけません。以上のことを踏まえ、2点お尋ねします。1点目、国の補助金や助成金を活用して、加工施設や処理施設、廃棄も含めてですけども、を造る考えはありますか。2点目、野生動物が対象なので、近隣する市町と連携することが重要と考えますが、近隣市町と連携した施設にする考えはありますか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）西田議員の質問に答弁いたします。有害鳥獣捕獲後の処理についての質問でございますが、1点目については、有害鳥獣駆除班の人員を確保する上で、御指摘のような施設を整備することには一定の効果があることは認識しております。ただ、施設によっては初期投資や施設運営に多額の費用を要する場合があるほか、候補地や運営体制の検討、衛生面を考慮した臭気対策など、様々な解決すべき課題があります。今後、海田町の実情に合った効果的な手法について、先進地事例を調査・研究してまいります。2点目については、隣接市町との間で有害鳥獣駆除の現況と課題について情報共有を図りながら、どのような形で連携が可能であるか調査・研究してまいります。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）それでは、再質問させていただきます。駆除班員や地域住民からの有害鳥獣駆除に関する問題や要望事項などの聴き取りを行ったことはありますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）過去に、これについては、海田町のほうで、校区単位で各自治会の自治会長さんにお集まりいただいて意見交換を行っております。どういった内容かと申しますと、まずは現況の状況、それと、今後、そういった地域の方々と駆除班の方も含めて、どういうふうな形で協力いただけるかどうか、その辺について、まずはお話をさせていただきました。今後、これについてまだ、すぐという話にはならないと思うんですが、地域の問題としても捉えていただきながら、今後、何らかの対策について具体的な検討というか、そういうところに皆さんとお話をしてみたい、このように考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）駆除に関して地域の方に御協力いただくというのはすごく大事なことでありまして、是非お願いいたします。続きまして、このことに関してですけれども、近隣市町と有害鳥獣駆除に関する意見交換をされたことはあるのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）具体的にはまだございませんけれども、そういった単独では対応が難しい問題であるとか、広域的に取り組むべき課題等、そういうものがあるということであれば、それらについて意見交換、今後してみたい、このように考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）野生動物なので、やっぱり近隣の市町と連携するというのは非常に大事な

ことであると思います。続きまして、他の市町において、補助金や助成金を活用した有害鳥獣駆除処理施設の調査を行ったことはありますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）県内の状況でございますが、調べておりますけれども、いわゆるジビエ加工施設、食肉処理施設なんですけど、農林水産省に登録されておりますもので言いますと、県内では熊野町や東広島市など8件あるほか、微生物による分解、減容化の施設については、大崎上島町に1件ほどあるというふうに調査、自治体のほうはそのようなことで把握しております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）他の市町、全国的にですけれども、ジビエ活用によって町おこしをされている地域もあると聞いております。是非参考にさせていただければと思います。続きまして、安芸クリーンセンター、今現状、50センチ以下にしないと引き取っていただけないと、100キロぐらいあるイノシシを50キロ以下にしようとする、大変な状況になるんですけども、これを何とか、もう一度、個体のままで引き取っていただけるように交渉していただくことは可能でしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘がございましたように、安芸クリーンセンターについては、長さ50センチで直径が20センチ、ですから、そういうふうな個体であれば受入れ可能というふうに聞いております。それより大きくなればそれに収まるような形ということになりますので、物理的なそういった課題がまずあるということなんですけど、何らかの方法があるかないかというのは、改めて安芸クリーンセンターのほうには確認をさせていただければというふうに考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）この有害鳥獣の駆除に関することは根深くありまして、一筋縄で解決できることではないと思っております。しかしながら、時代の流れと近年の駆除班の減少に対して、未来、将来に向けて持続可能な取組を構築、新たな仕組みづくりをすることは非常に重要なことであると思っております。何とか前向きに進めてください。以上で終わります。

○議長（桑原）説明員の入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は9時50分。速やかにお願いします。

~~~~~○~~~~~

午前9時39分 休憩

午前9時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。5番、富永議員。

○5番（富永）5番、富永です。大きく2点について質問いたします。

1点目、包括的性教育の推進について。ユネスコが中心となって、2009年に作成され、2018年に改訂された国際セクシュアリティ教育ガイダンスで示されている国際的な性教育の指針では、1、人間関係、2、価値観、人権、文化、セクシュアリティ、3、ジェンダーの理解、4、暴力と安全確保、5、健康と幸福のためのスキル、6、人間の体と発達、7、セクシュアリティと性的行動、8、性と生殖に関する健康、の八つのテーマについて、学習内容と学習目標が5歳から8歳、9歳から12歳、12歳から15歳、15歳から18歳と年齢別にまとめられています。つまり、幼児期から人権や人間関係を学ぶところからスタートし、ジェンダー平等や性の多様性までを含む包括的性教育が世界の性教育のスタンダードとなっています。日本においては、性行動の低年齢化やインターネットやSNSなどのコミュニケーションツールの進化によって、性的リスクにさらされやすい状況であるにもかかわらず、教育課程では授業時間数の少なさや性交については取り扱わない、歯止め規定など、日本の性教育は世界から見ても質・量共にかなり遅れていると言われています。ガイダンスでは、子ども・若者たちは性的虐待や性売買、予期しない妊娠、HIVを含む性感染症などのリスクにさらされやすい危機的状況を踏まえ、子どもや若者が責任ある選択をするための科学的で正しい知識やスキルを年齢に応じ、その文化に合った形で身に付けることで性行動が慎重化し、リスクを減らすことができる」と述べられており、それは世界中の性教育の研究結果としてもあらわれています。

1、海田町では現在、保育・教育現場において、性教育はどのように扱われているのでしょうか。2、文部科学省は2020年に決定された性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえて、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全国の学校で命の安全教育を推進するとし、2021年4月に教材と指導の手引を公開しました。町では、今後どのように扱う予定でしょうか。3、性の学習を子どもたちに保障していくことは人権の観点からも不可欠です。海田町でも包括的性教育を推進してはいかがでしょうか。

大きく2点目、海田町キッズページ開設について。教育現場のデジタルトランスフォーメーション推進が加速し、子どもがインターネットを利用する機会が増える中、理解しやすい内容の子ども向けサイトを開設する中央省庁や自治体が増えています。子どもが自ら学ぶことを身に付ける機会やパソコンの使い方を覚えてもらう機会の一つになること、自治体ホームページにキッズページを公開することで、自分の住む町について学び、理解と愛着を高めてもらうことを目的としています。子どもたちが海田町に興味や親しみを持ってもらえるよう、海田町ホームページにキッズページを開設してはいかがでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問の1点目のうち、学校関係の部分については教育委員会から、その他の部分については私から答弁をいたします。

包括的性教育の推進についての質問でございますが、1点目については、町内の保育所・幼稚園において、性についての教育は実施しておりません。

続きまして、キッズページについての質問でございますが、町といたしましても、子どもたちに自分の住むまちについて、学び、理解と愛着を深めていただくことは重要であると認識しております。こうした中、他の自治体においてもホームページに子ども向けサイトを開設し、様々な形で情報を発信しているところがございますので、こうした他の自治体の事例について調査・研究してまいりたいと思います。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 富永議員の質問に答弁いたします。包括的性教育の推進についての質問でございますが、1点目については、当領域については、学習指導要領において小学校は体育科保健領域、中学校におきましては保健体育科保健分野を中心として、特別活動、総合的な学習の時間等において体系的に指導することと示されています。本町では、全小中学校において学習指導要領の目標・内容に沿った指導を行っており、性に関する指導についても児童生徒の発達段階を考慮して、学校教育全体を通して指導を行うこととしております。2点目については、各学校において児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、各教科等の授業の中で、本教材の活用を検討しているところでございます。また、指導の手引につきましては、教員研修の資料として利用し、教育課程内外の様々な活動を通して指導を実施することの参考としてまいります。3点目については、国際

セクシュアリティ教育ガイダンスに示されておりますように、現在の多様な社会において、子どもの発達段階に応じた学習目標と学習内容に沿って学びを積み重ねることは重要なことであると捉えております。今後、包括的性教育について、国や県の動向を基にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 再質問に移らせていただきます。まず、キッズページについてでございますけれども、他の自治体の事例について調査・研究してまいりますということで、これから研究していただくということですが、もう既にコロナ禍の中で子どもたちはデジタルで学んでいく、オンラインでつながって学んでいくということがもう始まっております。いろんなサイトを私も見させていただいたんですけれども、結構、前に作られた自治体のサイトのほうはやはり活用が少なく、それに対しての更新が大変だということで、なかなかこう活用されなかったという例もありますけれども、見ていきますと、今年度、埼玉県鴻巣市とかは今年に開設されて、やはりそれを子どもたちに活用していただく、学習の場で学校でそういったオンラインの勉強をするときに、使い方を勉強するときにそれを活用していこうということにもつながっております。子どもたちが町のホームページを子どもたち目線で見ること、例えばほかの自治体のページには相談ページとか、悩んでいることがあったらここに相談してみようというコーナーとかもあつたりするんですね。そういった気軽に子どもたちがそういうものに目に触れて、本当に悩んでいること、ちょっとした悩みのことでもなかなか相談しにくくても、ホームページからのぞいたところからちょっと相談してみようかなというきっかけにもなっていくと思います。是非とも子どもたちの目線での海田町のまちづくりというものを進めたいと思いますけど、今一度答弁をお願いいたします。

○議長（桑原） 企画課長。

○企画課長（藤原） 今回、県内の自治体の状況とかも確認させていただきました。議員御指摘のとおり、古いときに作ったページについては、更新もされず費用もかかっているということで、廃止をされていらっしゃるというような自治体もございました。うまくいっている自治体についての事情を調査し、アクセスがきちんとされるようなホームページというのがどういったものかというのを調査・研究して、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永）是非前向きに検討してください。子どもたちが本当にまちづくりに興味を持つということは、やはり政治にも興味を持つということですし、もしかしたらこども議会の勉強の場とかでもそういったホームページは使えていけると思いますので、是非活用できる方向で検討していただきたいと思います。

包括的性教育の推進ですけれども、まず一つ目の保育・教育現場における性教育は実施しておりませんということですが、今後、これを実施していくお考えとかはないのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）幼児教育であるとか保育の現場においては性教育というところではしていませんが、例えば、年長さんであるとか年中さんのプールのお着替えのときの配慮であったり、あと、その子どもたち自身が子どもたち自身を大事にしたりというような教育であるとか、保育の中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）やっぱり、子どもたちって真っ白な状態で何も情報がないところから、家庭で、お母様方、お父様方が教えて、ちゃんとか教育してくれるところはいいんですけども、そうではないところには子どもたちの中に知る機会というのが均等ではないと思うので、是非そういった保育現場でもしっかりと性教育という形で、教育という形で伝えていただきたいと思うんですけど、例えば、小っちゃい子が、男の子と女の子がチューをしたとかってほほえましいようですけども、これも実は知らなくてチューをしている、キスをしているだけで、本来はプライベートゾーンといって、口、胸、水着で隠れる部分というのは自分で守らなければいけないというふうに、やはり教えていかなければいけないんですね。海外ですけども、フランスとかですと、もう2歳、3歳、すごく早い時期から性教育をしてくださいというふうに、保健師さんのほうからも親御さんのほうに伝わっています。別にスキルを教えるということではなくて、性教育は大きく見てそういった自分の大切なところを守るというところから入っていくんですね。それをきちんとした形で自治体が、行政がしっかりと保育現場のほうで子どもたちに伝えるということは大切だと思うんですけども、今一度、そういったきちんとした形でプライベートゾーンを守るということを伝えていく、そして誰かにそういうプライベートゾーンを触られる、見られるということは本当に危険だということ、危険であったときにそれをちゃんとSOSを出せるという子どもたちにしなければ、子どもへの

性被害というのはなかなか減らないんじゃないのかなと思うんですけれども、今一度、お考えを聞かせてください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）保育園であるとか認定こども園、幼稚園につきましては、保育指針であるとか、幼児教育の教育要領に基づいて、教育・保育がなされているところでございます。確かに議員御指摘の部分、先ほども申しましたように、いろんな場面でそういう自分の体を大切にする、嫌なことをされたときには発信できる子どもたちの力を育まなければならないというところにつきましては、幼保小の連携会議やそういう場面で研修の機会を設けながら、どのように伝えていったらいいのかというのは、町の研修会等を通じて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）小さいうちから子どもたちに伝えるということは大切ですし、また、それを親御さんたちが知っていただくということも大切ですので、是非保育の現場、幼児教育の現場からそういったことを発信していただけたらと思います。そして、教育委員会の答弁のほうですけれども、教育現場において性教育がどのように扱われているかについて、学習指導要領の目標・内容に沿った指導を行っておりとあります。教育委員会としてはこの学習指導要領の内容が子どもたちの性教育にとって十分であるとお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）学習指導要領に示された内容についてなんですけれど、これは県のほうで、有識者のほうで十分検討された中身でありますので、現時点におきまして、私たちは十分な内容であると捉えております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）全国的に見て、この性教育が十分ではないというふうに思われている自治体、教育委員会多くございます。その中でやっぱり国・県の指針を待てないということで、独自に性教育プログラムを作ったり、そういった先進的な取組をされているところもたくさんございます。今一度、性教育の在り方について教育委員会で見直すというお考えはございませんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）公教育でございますので、まず学習指導要領の内容に沿

って指導するのが原則であろうかと思えます。ですので、現時点のところにおきましては、そういった新たなところの取組というのは考えてはおりません。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 大人たちが思っている以上に、子どもたちの知識を知りたいという欲望はとても強いと思えます。間違った知識を教育現場ではなく、ネット、そういったアダルトサイトそういったところから取り込んでいくのは本当に間違った情報が子どもたちに植え付けられています。実際、私も自分が学校において、性教育をしっかり受けていたら、ノーと私ははっきり言えると思えます。そういった今の親世代とかこの大人の世代が性教育というものを受け止めない限り、今の子どもたちも自分たちの性に向き合うということはなかなかできないと思えます。やはり、家庭環境によってその性教育の在り方も変わっていくと思えます。子どもたちは学ぶ権利があります。それは性教育も同じです。性教育というのは本当に人権を守る、人権を育てていく、幸せに生きる権利をつくっていくという教育です。こういった教育を平等に学校現場できちんと伝えていかなければならないと思えます。刑法で定められている性的同意年齢というのは13歳なんですね。ということは、13歳でそうした性行為をしてしまったら、同意したというふうにみなされてもおかしくないんですね。じゃあ、13歳の子どもたちがどれだけ正しい知識をお持ちかという、ある教育委員会のアンケートでは、やはり中学生の子どもたちが正しい知識のアンケートをしたときに、分かっているかどうかの結果を見ると、かなりやっぱり低かったんですね。そういう意味では教育現場でしっかり伝えていかなければならないということが大切だと思います。教育指導要領というのはもちろんそれに沿っていかなければならないですけども、必ずそれをしなければならぬというわけではありません。それに沿いながら、それにプラス努力をしていくということが課せられております。そういった意味でも、例えば教育現場で性交という言葉は使ってはいけなとありますけれども、そういった言葉もしっかり伝えていきながら、子どもたちがとにかく性に対する正しい知識を付けていかなければならないと思えます。今の子どもたちが、海田町の子どもたちがそういった性の知識というのを正しく持っている、教育委員会は思われているのでしょうか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） まず、学習指導要領について、その沿った形で指導内容を進めているということでございますけども、教育法規に従いまして、やはり学習指導要領というも

のは法的な拘束力がございますので、この部分を逸脱した指導というのは難しいというふうに考えております。それを補完する形で、その都度、事務連絡的なものが文部科学省であったり、県のほうを通じてきて、それを補完する形で現状に合わせた形で指導しているというのが現状でございます。教育現場において、性教育が十分であるかというところの御質問でございますが、性に関する指導という言葉で今置き換えて学校の中では使われております。知識であったり、それから、それに関わる状況であったりということを経験や学習の場面でお伝えするところがあるんですけども、教育というのは総合的に考える部分がありまして、人権であったり、道徳であったり、性教育という言葉じゃないところでの命に関する事、安全に関する事、安心に関する事を指導する場面というのを総合的に考えてやっておりますので、現状の部分で学校ができることはしているというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） していると言いつられてしまうと、そうですかというふうに思うしかないんですけども、例えば、現場の先生方が教えるのが難しいということであれば、ほかの自治体、学校によっては外部の先生、産婦人科医だったり助産師さんだったり保健師さんと呼んで、命の大切さとかそういったことを学ぶ機会を設けている学校もたくさんあります。そのときにやっぱり親御さんたちも呼んで一緒に学ぶという学校もあります。やっぱり学んでみると、知ってみると、本当に今の情報では足りないということを皆さん痛感されているというお話です。是非、そういった外部講師を一度招いてみるとか、今一度、今の世界のスタンダードの性教育を見ていくとか、そういったことを進めていく、少し一歩進めていくという考えはございませんでしょうか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） 富永議員の通告の中に、文化に合った形で性教育を進めていくというところがあったと思います。やはり、学習指導要領自体も日本の文化、性に関する文化に沿って、指導内容を選定して組まれているものというふうに考えております。学校にもやはりその時どきで、文化や必要な情報ということがあって、それに応じて外部講師等も依頼をして、その年、例えば保護者と子どもたちが一緒に聞く、性教育に限らずですけども、機会を持ったり、それから場合によっては養護教諭等が入って合同で授業を行ったりというところがございますので、やはり、その状況をその時どきのところで判断をしながら進めているのが現状でございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 本来ですと、国が確かに方針をきっちり示さなければならない、ここはやっぱり有識者会議でも日本の性教育は本当に遅れていると言われている実態がある中で、なかなか国が進んでいかないというのが事実です。また、それを待ってられない県、千葉県だったかな、いろんな、長野県とか秋田県、青森県、あの辺りは県でちゃんと性教育指導というプログラムを作って、それを教育委員会が発表し、学校に伝えていて、各学校でそのプログラムに沿って教育をプログラミングされております。だから、海田町単独でというのはなかなかすぐは難しいかもしれないので、大きなところでそういった動きがあってほしいなと思います。命の安全教育についてですけれども、教員研修の資料として利用し、活動を通して指導を実施するための参考としていくということでございますけれども、これはもう研修が始まっているところなんではないでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本） 命の教育についての資料なんですけど、文部科学省のほうで公開されてから学校のほうに二度通知をさせていただいております。現段階でその活用方法について、学校でどこの部分が活用できるかということを検討しているところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） この命の安全教育、文科省では性教育というふうには読んでないんですけども、性教育の中の一部だというふうには一般的には言われております。なので、日本の教育も性教育も一歩ここで進んでは来ているのかなというふうに思います。是非これこういった取組もしっかり進めていっていただきたいと思います。包括的性教育の推進について研究を進めてまいりますと、教育委員会の答弁をいただいたんですけども、私、この包括的性教育の推進は海田町全体で考えていただきたいなと思っているんですけども、というのが、来年度から第3次男女共同参画基本計画を策定されるに当たって、これから作られる自治体は、やはり包括的性教育、人権教育であるという大切な観点からその包括的性教育の推進ということを入れられております。是非、海田町全部で取り組んでいただき、学校現場だけではなくて、例えば、講演会を海田町で行ってみたり、そしたら、地元の地域の大人の方、職員、現場にいられる方、いろんな方がそういった勉強する機会というのを設けるのも包括的性教育ではないかな、全体で学んでいくというのが大切ではないかなと思うんですけども、そういったお考えはございません

でしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）包括的性教育の推進に当たりましては、まずは幼保小の連携をさせていただいております定期的な会議等で、まずそういうところでしっかりと調査研究をしつつ、町全体の取組としましても、福祉保健部の様々な施策の中でどう取り入れられるかについて調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）包括的性教育、本当に子どもたちみんなが学ぶべきことであり、家庭でばらつきがあるということが本当にあってはならないと思います。私たちがやっぱり受けてこれなかった、今の大人たちが子どもたちにどう伝えていく、家庭でもどう伝えていか分からないという方も多いと思います。そういった方たちのためにも是非進めていただき、また、今の子どもたちがきちんとしたスキル、知識を学ぶことによって、その子たちが大人になったときに幸せに生きれる、人権を守れる、相手を思いやれるという心の教育にもなっていくと思います。そして、その子たちが次の世代へ正しい知識を伝えることができると思いますので、是非しっかり取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく2点について質問させていただきます。

1点目、自転車道の表示等と安全性の確保について。2017年、内閣府により施行された自転車活用推進法に基づき、国、自治体などの責務、基本方針などとして自転車の活用を総合的、計画的に推進していくことが示されました。また、この中の基本方針14項目の中でも、特に自治体として自転車専用道路整備が求められています。自転車活用推進計画の中では、区域の実情に応じ計画を定めるよう努めるものともあります。この推進計画にのっとり、本年度、町では歩道や車道のあちこちに青い矢羽根、自転車ラインマークやナビマーク、自転車の絵や譲り合いの文字が書かれた緑色のマークが表示されました。先日、友人がその表示を見て、あれは何の印なのかと聞かれました。せっかく表示しているものが何の目的で表示されているのか分からないのでは意味がありません。そこでお尋ねします。①住民への周知の必要があると思うのですが、町としてどのようにお考えですか。また、歩道に自転車の絵や譲り合いの文字が書かれた緑色のマークは町独自のものだと思うのですが、本来なら、自転車は通れないが、車の量が多く危

険な場所では通行できるという場所にも表示されています。歩行者と出会った場合は、自転車は車道側に寄って、徐行か止まる決まりになっています。歩行者と自転車が擦れ違う広さの歩道があればそれもできるのですが、歩行がやっとの狭い歩道では、ともすれば歩行者のほうが車道に降りる危険性もあります。自転車側もバランスを崩すことも考えられます。自転車の通行区域の安全性の確保の必要があると思われませんが、そこで質問します。②畝のポプラ付近の河川側のガードレールが低くさびていて、自転車のほうが転んだら、河川敷のほうに落ちるのではとの危惧があります。前後のガードレールと高さをそろえ、新しく整備をする考えはありますか。③町内のいろんな場所で表示されている青い矢羽根、自転車ライン、ナビマーク、自転車の絵や譲り合いの文字が書かれた緑色のマークの周辺の安全性の確保も必要だと思うのですが、点検するお考えはありますか。

大きく2点目、瀬野川河川敷に降りる道の造成について。以前、国信橋近くに河川敷に降りる道があったのですが、土手の工事によりかなり離れた場所へ移動しています。そのため、畝橋付近まで歩かないと河川敷に降りられない状態になっています。また、上流側は砂走方面まで行かないと降りられません。河川敷への散歩を日課としていた住民から、畝・石原公園付近からは河川敷に降りるところがいたるところにあるのに、なぜ国信橋付近にはないのか。以前、橋の近くにあったのに、なぜ今はないのかと聞かれました。確かに、橋付近から河川敷に降りる道があれば、安全に歩行ができます。将来的に畝橋の移動で国信橋付近は交通量が増えることが予想されます。そこで伺います。①将来を見据え、国信橋付近に河川敷に降りる道又は階段を付けるお考えはありますか。以上2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。

自転車道の表示等と安全性の確保についての質問でございますが、1点目については、町広報のほかフェイスブックやInstagramへの投稿を行い、路面標示の意味や通行ルールの周知を図るとともに、自転車通行マナーの向上を効果的に図るため、自転車利用者の多い町内の学校に対し、文書を配布し、指導に当たっていただくよう依頼をしていく予定にしております。2点目の瀬野川沿いのガードレールの整備につきましては、点検の結果、自転車通行者に対する安全性を向上させる必要がありますので、今後、段階的な整備について検討をしております。3点目については、この度の自転車ネット

ワーク路線の整備内容を定めるに当たり、警察や学校関係者などの意見を伺いながら、路線周辺の通行の安全性が可能な限り確保できるよう対応をしております。しかしながら、整備後に新たな危険が発見されることもございますので、御要望や情報提供があれば適宜・適切に対応し、利用者の安全確保に努めてまいります。

続きまして、国信橋付近に河川敷に降りる道又は階段を整備してはどうかとの御質問でございますが、以前に国信橋付近にあった瀬野川河川敷に降りるスロープは、町道2号線の歩道改良に伴い、下流側に移設しております。これは国信橋付近の瀬野川の河川断面が小さいことから、河川管理者である県との協議の結果、現地での復旧ができず、断面に比較的余裕のある下流側に移設することとなったためです。また、国信橋付近への新たなスロープ又は階段の整備については、国の補助金を受けて拡幅整備した町道2号線の歩道に改めて手を加えることとなるため、困難であると考えております。国信橋前後は歩道の改良に伴い、安全に通行できる環境が整っておりますので、河川敷を利用される方には御不便をおかけしますが、これらの歩道や現在のスロープ、階段の御利用をお願いいたします。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）1点目の質問のことなんですが、住民への周知の必要、それをここでは町広報のほかフェイスブックやインスタグラムに投稿を行いと書いておりますが、広報では、昨年、令和3年広報2月号では自転車走行位置路面標示、道路に自転車通行位置を標示し安全な通行を確保します、だけしか載っておりません。フェイスブックやインスタグラムの投稿には、路面標示の意味や通行ルールの周知、自転車マナーの向上を効果的に図るため、と書いていますけども、これは自転車量の多い学校には文書を配布予定と書いています。でも、住民の中では、自転車をかなり乗るのは、年の方もかなり乗っております。その方たちには十分なことがルールとか分かってないように思うのです。この広報に載せているのを見ますと、ただ単に自転車走行位置路面標示と書いておりますが、町としてはただそれだけで路面に標示をしたのでしょうか。その狙いは何だったのでしょか。お聞かせください。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）過去に、広報かいたのほうに載せさせていただいた内容は、これからそういった自転車ネットワークの路面標示に取り組んでいくというところをあらかじめアナウンスさせていただいたところがございます。今後につきまして、確かに学校

関係者以外について、例えば高齢者の方とかネットに詳しくない方について広報が足りないんじゃないかなということだと思うんですけども、そういった方については改めて広報かいたのほうで、今、学校関係者さんのほうに通知するような内容、インスタグラム等で発信している内容を、改めて、広報かいたのほうに掲載していきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）多分、この自転車の設置、ラインですね、設置は国の自転車活用推進法に基づいて、多分、町が早速そういう行動を起こしたと思うんですが、その自転車活用方法、これ、ただ安全に走るだけでなく、この基本理念の中には、自転車による交通が二酸化炭素粒子物質などの環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、要は環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図ることが重要。これらがこの自転車の活用推進法の狙いの中に入っておりますが、海田町として、これらのことも自転車の表示をしたということは、こういう狙いの基に、将来的にそういうSDGsじゃないですけど、排ガスを少しでも減らすために、皆さんにという、そういうことも今からの広報とかインスタの中にも入れていくんでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今、議員がおっしゃった二酸化炭素排出であったりとかということも、もちろんおっしゃるとおりで、そのことも踏まえた上で今回のネットワーク整備をさせていただいたところでございます。そのための広報につきましても、必要に応じてさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）どのように整備されるのでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）手法につきましては、この度の自転車ネットワーク計画の目的にそういった部分も含まれておりますので、まずはそちらの目的が十分、住民のほうに周知されるような形で広報してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）それから、狭いところの自転車で行き来する場所ですね、今先ほど言ったように、緑のマナー、それから、譲り合いというマーク、あれは多分町独自だとは思

んですが、どれを見ても載ってないものですから、私の判断で町独自と判断しているんですが、今現在、国信橋渡ったところは、公安のほうが許可してない、要は歩道なんですね。歩道のところに譲り合い、マナーアップと書いていますけども、そこにやはり、すると、自転車は今まではそういうところは、危険な場所は、13歳未満、それから70歳以上の高齢者はそこは自転車通っていいですよというルールがあるわけです。それを付けることによって、平然と通っていく可能性があるんじゃないかというのが私の危惧なんですけども、その点はどのようにお考えですか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今、議員がおっしゃったルール、狭くて交通量が多いところで危険を感じた場合には、歩道のほうを通ってもやむを得ない。13歳ですかね、小さな子どもさんとか高齢者の方が歩道を通っても差し支えないというふうなルールがあるのはおっしゃるとおりでございます。そういったルールについても、恐らくといたしますか、細かいルールまで知らない方というのがたくさんいらっしゃると思うんですよね。この度、広報でそういったルール、危ないところについては歩道のほうを通ってもいいんですけども、ただ歩行者の安全を確保した上でというふうな大原則がありますので、歩行者には気を付けつつ、例えば、歩道が狭いところでは、自転車を下りて歩いて通行するとか、そういったマナー、自転車の通行マナーまで伝わるような形で広報に努めたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）住民がやっぱり交通マナーとかを知っていかなきゃならないんですけども、正直言うと、この度、町長の施政方針にはこういう交通安全に関しての自転車のレーンを作るということに関して、交通安全と関係があるわけですから、それが施政方針に入ってなかったのは余り念頭に置いてないのかなというふうに思っていたんですよね。ですから、交通ルールが分からない人が多いというんですが、町自体が余力を入れてない。それと、先ほど言ったように、自転車を利用する学校等にはそういうのが行くとは思いますが、やはり、住民さんには令和3年2月の広報の僅か2行の本当に2センチほどの幅の文章の広報の分では本当に足りないんで、やはり、この度の黒い雨の原爆の文のように、ビラでしっかりとマナーと、それと青い矢羽根のマーク、それから緑色のマナーアップ、それらがどういう意味をしているのかをしっかりと大きく表示して、住民さんに知らせる必要があるんじゃないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）町として交通ルールを守ることについてのアナウンスが足りないのではないかなというところがございますけれども、この度、こういった形で自転車のマナーアップに努めていこうというふうなことで、町内に路面標示をさせていただいた、これも一つの機会だと思っておりますので、これから、十分な形で町民や自転車利用者の方に十分な広報した上で、図った上で、今後、十分な広報していきたいと思うんですけれども、まずは広報かいたのほうに掲載をさせていただきます。その状況に応じて、その後、いろいろ意見を頂くとお思いますので、その状況に応じて、新たな広報については検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）2点目なんですが、2点目のほうは段階的な整備について検討、ガードレールの整備、それは必要性がありますので、いいお返事をいただいておりますので、これはやはり本当に整備をした、土手のほうの整備したところはきれいになっていますけれども、それからぐんと狭くなっております。そして、さびてしまっていて、自転車に乗って、そこ、こごうと思ったら、腰ぐらいの高さまでにその柵が来るんですね。やはり、何があるか分からないと思うんです。それで私はここを危惧したので、やはり何かあってふらふらしてあっち側に倒れるんじゃないかと、腐っていますので、そこもしっかり点検して、住民の安全性を確保していただきたいと思っておりますので、ここは早急にこのガードレールですかね、整備していただけないでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）議員のおっしゃるとおりだと思いますので、環境整備に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）いつ頃、そういう整備をしていただけますでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）まず、御指摘いただいたところについては、できるだけ早い段階で、新しい年度も始まりますので、予算の状況を見ながら段階的に整備を進めていきたいと思っております。その他につきましては、自転車ネットワークの路面標示の工事は、来年度も続いてございます。来年度も工事がございますので、その工事の中で改めてそういった部分が発見された場合には、必要な、予算措置があるかもしれないですけれども、

その都度、応じて、安全対策に取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）どれを見てもちょっと大きき分らないんですが、あの青い矢羽根、あんなに大きき矢羽根、あれは規定の大ききなんではうか。ちょっとどきつとするほど大ききので、それが分らないので、これはお聞きするんですが、どうではうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）標示する以上ははつきり見えて視認できるということが必要だと思ひます。ちょっと規定かどうかというところは、私は承知はしてないんですけども、見えやすいというところはその効果があつたということだろうとは思ひておひます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ガードレールについては、整備をすぐにしていただけるようなんですが、その他、今の歩行者と自転車が共有して通れる道、そこにも今青い矢羽根が通つています。昭和町のほうではうか。そうすると、歩行者とそれから自転車が通れるところは、右左、通れるんですよね。その中では大体自転車は左なんですけども、右からもそこは自転車通れるんですね。そこに今また青い矢羽根で自転車が通るというレーンができていますけども。そのところについて、何かあつたら危ないんじゃないかと思ひているので、いろんなどころを、付けた以上は危険なところがないかという点検をしてほしいと思ひんですが、その点どうではうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）議員のおっしゃる区間も含めて、点検に努めてまひりたいと思ひます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）2点目なんですけども、これは、なぜ、こういうことを移動する場合、河川敷ではグラウンドゴルフをしている地域の方もかなりいまました。やはり住民さんが利用しているだけに、そこを住民さんたちの活動を見ながら、県との、確かに難しいとありますが、私もちよつと気がつかなかつたんですけど、工事をする前にどうなのかとかいう、そういうところの意見を聞く場とかは設けられなかつたんでうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）意見を聞く場ですけども、この工事に着手するに当たっては、そのスロープの位置について、例えばこの議会などでも御質問を受けて、その際に説明を

してきたことがあったかと思っております。ただ、地域の方に対してアナウンスが足りなかったというところもございましたら、そこは反省点であろうと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この件は私も反省なんですけども、やはり住民から声を聞いて初めて2,000万、2,000万、2,000万かけて工事をやっていく中で気がつかなかったというのが私も不徳のところなんで、今後、もしそういう工事をされる場合、住民とかが利用しているところは、そんなところは意見を聞きながら工事を進めていってもらいたいと思いますし、私も議員として、そういう情報をキャッチしなければいけないなと思いました。以上で質問を終わります。

○議長（桑原）1番、石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋です。コロナ禍の中、引き続きお世話になっております医療関係者の皆様に感謝申し上げます。今回は、3項目の一般質問をさせていただきます。

海田町総合公園・海田町キャンプ場の美観、海田町の美しいまちづくりのための取組について。海田町総合公園は年間16万人の町内外の方が利用しています。その総合公園まで続く道路は行き帰りの通行だけでなく、各種の団体が健康増進指導の一環として活用されています。最近では、多くの町民が早朝より歩いて上り、歩いて降りる健康法を実施されています。海田町の自然に触れ、自然な空気を吸って健康維持増進に努めていると話されています。また、65歳以上の方は高齢者いきいき活動ポイント事業にも反映できると喜んでおられます。しかしながら、その栃木橋からキャンプ場入口にかけての環境は、草の中への投げ捨てのたばこの吸い殻、河川の中のごみ、整備されていない生い茂る樹木などは決して美観と表現するには耐え難い現状です。将来的に美観と健康増進につながる、なお、一層レベルアップした総合公園の構想と自然を大切にした環境に対して、美観や保護地区の構想はお持ちですか。町内外にPRできる総合公園を考える上で、まずもって、公園入口までの道路、河川への放置ごみなどさせない対策をどのようにお考えですか。また、海田町キャンプ場の開発が進んでいますが、今後、町に対してどのような発展と利益をもたらすと試算されていますか。改めて申しますが、海田町総合公園、海田町キャンプ場の美観、景観についても、自然を損なわず運営するために、どのような課題があり、それを解決し、運営していこうとしていますか。海田町全域においても海田町美しいまちづくり条例を生かすことができる美観・景観に対して、海田町は今後どのように取り組む予定ですか。

2、ひまわりロード、東広島パイパスの歩道や道路の改善と対策。①ベビーカーや自転車が通行しにくい斜めの歩道の改善。日の出町から西浜地区へベビーカーを押して散歩に行く場合、安全のために高架下の大きい歩道を通る人が増えていますが、斜めの歩道に困惑していると、乳幼児を持つ母親からの声を度々耳にします。実際、真つすぐな場所は点字ブロックのある住宅側で、その先は広いにもかかわらず、斜めの歩道が設置されています。また、道路から歩道に上がる敷石は丸く、自転車が滑り、走行中に骨折したケースも多い現実があります。海田町はその課題を今後どのように解決されますか。②大型トラック走行が原因の振動の対策。東広島パイパスを使用するトラックが増え、県道は更に交通量が増してきています。県道だけではなく、ひまわりロードも交通量が増し、南幸町付近の方々も夜の振動に悩まされている現状もあります。県道の方は5年くらい前、一度、自治会の振動対策の陳情により、道路に5センチの厚みを付けて一部改善した経緯があります。双方とも、再度、道路の改善が必要な時期に来ており、町として関係機関と協議して、今後、具体的な対策をお考えになる予定はありますか。③歩道と車道の標示について。道路の白いラインは町が警察署と相談の上で標示されています。今回、海田小学校前から郵便局に向かうひまわりロードにブルーのV字ライン、自転車ナビマークのことで、付けられました。これは広島銀行海田東支店前の狭い道路に標示されていますが、この道路標示はどこと協議して、なぜ設置に至ったかの経緯と誰を対象にしている対応で、それがどのような結果を導くと判断されて設置されたのかお答えください。住民から緑色ラインのときもなぜ付けられたのか分かりづらかったと聞いています。適切な箇所への標示は大切ですが、今後、道路標示に関して町としての考え方も併せてお答えください。また、新しい標示は町民への丁寧な解説対応も不可避ですが、何か対策は考えられますか。

大きく3、誰一人取り残さないための対策について。①ひとり暮らしの方の見守りと改善策。海田町地域包括支援センターは依頼があると積極的にひとり暮らしの方への訪問をされていますが、地域の皆様の協力があつて、事前に事故や危険を防ぐことができるのではないかと考えますが、いかがですか。②孤独死対策。各地域では自治会長、民生委員、福祉委員、地域の皆様の協力の下、見守り活動をされています。個人情報保護法があり、なかなか情報の開示ができない状況もあるとは思いますが、ひとり暮らしの方の孤独死情報を身近に聞くと、より安心・安全な暮らしを提供できないかと思えます。個人情報に対峙した形で海田町は今後どのような対策を取り、孤独死を防ぐような方向

づけをされるのでしょうか。個人情報法で結果的に自治会や地域の皆様の顔が全く見えてこない状況になっていることに対して、何か対策をお考えでしょうか。上記のことから、地域の皆様に対しても配慮が必要と考えられますが、どのような配慮をお考えでしょうか。以上お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問に答弁いたします。

海田総合公園の美観、美しいまちづくりのための取組についての質問でございますが、1点目については、現在、総合公園の第2期整備区域においては、自然と親しむレクリエーションの場、小さな子どもから高齢者まで多様な世代が遊び、健康づくりができる場として整備を進めております。具体的には、第1期整備区域との差別化を図るため、ウォーキングコースを兼ねたクロスカントリーコース内に健康遊具を備えた芝生広場を整備することで、ウォーキングの際にストレッチができるよう工夫しております。また、自然を最大限生かしたキャンプ場を隣接して整備することで、更なるファミリー層の需要を呼び起こし、景観や健康づくりにも配慮した魅力ある公園としてまいります。2点目の海田総合公園入口までの道路、河川への放置ごみなどさせない対策についての質問でございますが、今までも自治会など地域の方や海田町公衆衛生推進協議会と連携しながら、町内美化に取り組んでまいりましたが、現実として河川等への不法投棄はなくなっておりません。引き続き、ごみのポイ捨てが海田町美しいまちづくり条例で禁止されていることを広報等で周知していくとともに、総合公園を気持ちよく利用していただくため、周辺道路にポイ捨て禁止や環境美化の看板を設置し、啓発に努めてまいります。3点目のキャンプ場整備についての質問でございますが、第5次海田町総合計画では、総合公園全体で年間利用者数の目標を24万人と定めています。今後、公園の整備を進め、より多くの人に来場していただけることで、本町の魅力の向上や交流人口の増加につながるほか、都市部でありながら身近に自然を感じられる憩いの場として、訪れた人に豊かな時間を提供できるものと考えています。また、キャンプ場などの美観や景観について自然を損なわず運営するため、キャンプ場については最大限自然を残しながら整備し、その他の広場やクロスカントリーコース沿いについては、四季折々の草花や樹木を配し、季節感や癒やしの演出性を高めてまいります。そのためには、今まで以上に維持管理コストが必要となると見込まれますので、より多くの人々に来園していただけるよう、町内外に積極的にPRするとともに、可能な限り、支出を抑制し、収支バラン

スを考慮に入れながら適切な公園運営に努めてまいります。4点目の海田町全域における美観・景観に対する今後の取組についての質問でございますが、海田町公衆衛生推進協議会など各環境団体と連携し、条例の目的の周知に努めるとともに、引き続き、ごみの不法投棄防止パトロールの実施やたばこの吸い殻のポイ捨て抑止を図るため、昨年7月1日に施行した罰則規定の適用についても広報してまいります。

続きまして、ひまわりロードや東広島バイパス沿いの歩道・道路の改善と騒音・振動対策、自転車通行帯等の路面標示についての御質問でございますが、1点目については、議員御指摘の歩道は県が管理する県道矢野海田線で、斜めの部分は道路沿いにお住まいの方が車で乗り入れるために歩道の一部を切り下げている箇所でございます。県としては、今後、高架部の東広島バイパス供用に合わせ、地上部の県道についても改良していく予定と聞いておりますので、様々な、歩行者にとって安全性の高い歩道となるよう、県に要望してまいります。2点目については、要望や情報提供をいただく都度、県道であれば道路管理者である県と調整を図りながら、ひまわり通りであれば町が主体となり、解決に向けて改善策を検討してまいります。3点目については、議員御指摘の青色のV字の路面標示は、道路のうち自転車が通行すべき位置と方向を示すものです。これは自転車が歩行者と共存しつつ、安全で快適な通行を確保するため、警察や関係機関と協議の上、自転車ネットワーク計画に整備方針を定めたものでございます。町としましてはこの度の自転車通行帯のように広範囲にわたり、新たな路面標示を行うものについては整備計画を策定する際に、町民に対して十分に周知を図ってまいります。また、町民への道路標示の開設については、フェイスブックやインスタグラムへの投稿によるほか、自転車利用者の多い町内の学校に対し、文書を配布し、路面標示の意味や通行ルールの遵守について指導に当たっていただくよう依頼することを予定しております。

続きまして、誰一人残さないための対策についての質問でございますが、1点目については、地域の皆様による見守りや気づきは地域社会におけるつながりの基礎であり、社会的孤立から生じる様々な問題への対応に不可欠であると考えております。2点目については、地域社会や家族関係が大きく変化する中、孤独死を防ぐには地域での見守りは高齢者等が安心して在宅生活を続けていく上で重要な取組の一つです。地域の誰もが見守りに関わる意識を持ち、個人情報保護に配慮しながら、それぞれの立場でできることを実行していただけるよう、緩やかな見守りの普及啓発に努め、様々なサービスの組合わせや地域での支え合い等により、重層的に高齢者等を支えていく体制の充実を図っ

てまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、再質問させていただきます。一番最後の誰一人残さないための対策というところから再質問させていただきます。今、町長からの答弁のとおり、緩やかな見守りの普及啓発に努め、様々なサービスの組合わせや地域での支え合いなどにより、重層的に高齢者などを支えていく体制の充実を図っていくとおっしゃいましたけれども、自治会との対応をどのようにしていくのか、何か限りがあるように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）地域の中での見守りの中に、自治会の中の福祉委員さんの働きの中で、いろいろな情報の共有をさせていただいたというふうに伺っております。自治会活動の中で、福祉委員さんを決めていただいて、その中で個人情報、地域での個人の情報をしっかりと守りながら取り組んでいただいているところがございますので、今後も自治会等と連携しながら、地域の見守り活動を進めていっていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今回、自治会の方が、やはりよく自助、共助、公助ということを行政の方がいろいろ言われて求めてくると。しかし、なかなか結論が見えなくて、要求ばかりに終わっていないかと。そして、この今言う個人情報保護法で、なかなか皆さんのことを情報を開示できない状態にあるので、どのようにして地域の皆様の見守りをしていったらいいのかということで悩まれておられる状態です。具体的に何を、こういうことをしたいが、こういうことを協力してほしいんだというふうな言い方で協力を求めることはできないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）福祉委員さんの取組の中には、例えば、新聞がたくさんたまっているとか、電気がつけっ放しだとか、本当に生活の中で気づかれたところ、それから、洗濯物がいつもだったら干してあるのに干していないというような、本当に緩やかなところから、例えば地域包括のほうに伝えていっていただいたりというような取組であるとか、自治会活動の中では確かにその個人情報保護法ありますけれども、お互いの同意があればそこは決まった活動に使っていただくことは可能となっております。また、緊

急的なとき、例えば生命に危険があるようなときについては、個人情報保護のほうは第三者が知っていたときには警察に通報していただくことも可能でございますので、できるところから無理のない活動で対応していただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、緩やかにということを言われましたけれども、この緩やかな形をつくるためには体制づくり、そして活動づくり、関係づくりがいろいろな形で強化していかないと弱者に対する後方支援ができないのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）確かに地域での活動、それから高齢者同士の様々な取組も、地域の中で会話の場を作っていたりというところであろうかと思えます。様々な機会を捉えまして、地域がつながっていただけるような取組になるよう、様々な施策の中につないでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）この度、社会福祉協議会で地域共生社会とはということで、このようなチラシが配られました。広報が配られましたが、やはりこういうふうに縦割りとか支え手とか受け手という関係を越えて、地域住民の地域の人たちの主体が参画していくということがとても大事なことではないかと考えます。人と人やそのつながり、先ほど言いました、体制づくり、活動づくり、関係づくりを、もう一度見ていただきまして、誰一人残さないための対策にもっと深く注意深くしていただけたらと思っております。いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員言っていたいただいた研修会であるとか講演会、それから、様々な広報活動、それから、社会福祉協議会での活動等、様々な施策が重層的に重なり合って地域での見守り活動等が進むように、本町においての施策にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、今後も誰一人残さない形でよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、ひまわりロード、東バイパスの歩道や道路の改善と対策というところに入らせていただきます。ひまわりロードのところに、県のほうに要望してい

ただけるということで、もう東広島バイパスが完成間近になってきておりますので、やはり県と協力をさせていただきまして、家から道路に出るための斜め歩道になっているというふうにおっしゃいますが、いろいろな地区を見てまいりますと、歩道のところは真っすぐに来て、少し緩やかに斜めになっていく、道路に向けて斜めになっていくというふうになっておりますが、海田町ではそういうふうに県のほうにこの歩道を指導していくということとはできないのでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）県道の歩道の構造ですけれども、議員のほうも御存じのとおり、今、県道の車道と歩道の構造というのは、車道のほうがちょっと低くて、歩道のほうが高いような構造になっております。そういう構造から、やむを得ず、どうしても段差を越えなければいけませんので、歩道については斜めの部分ができてしまう。ただ、どうしてもその歩道を真っすぐにするということは、雨が降った際に水が真っすぐだとたまってしまいます。これが歩行者にとって新たな障がいになることもございますので、必ず歩道というのは斜めになっているのが普通でございます。通常でございます。ですので、それが許容範囲を超えるかどうかというところはもちろんあると思っておりますけれども、町としましては県と調整を図りながら、可能な限りどのような世代の方、歩行者の方にも利用しやすいような歩道にさせていただけるよう、しっかり協議と調整を図ってまいりたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、前向きに歩道を確保できるように協議していただければと思います。トラックが原因で振動しているという住民が多く、幸町、曙、西浜地区で聞かれます。ここは、先ほどにも言いましたように、道路のかさ上げをすることによって一部振動が緩やかになったというふうに聞いておりますが、今後、県のほうに向けて、そういう対応、対策を考える提案はされていかれますでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）県道の騒音振動対策というのは、これまでも地域の方からいろいろな御意見、クレームと申しますか、御意見、御要望をいただいて、県のほうと調整を図りながら、今言われたような道路の厚みを少し厚くするであったりとかという対策を取ってやってまいりました。今後につきましては、先ほども御説明申し上げたとおり、県道の地上部の部分については、改良が入ってまいります。当然ながら、そういった地域

に対する振動対策というのも考慮をされた上での整備になってこようかと思っておりますが、どうしてもその振動を感じる感じられるというのは個人差がございます。整備をしても、ある方にとってはまだまだ振動を感じるのかということがあるかもしれませんので、やはり、個別に情報をいただければ、その方に対して十分やり取りをしながら解決を図ってまいりたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）道路のことは、振動があるというのは、この今ひまわりロードのこと、東広島バイパスの下の道路のことを言いましたけれども、はなみずき道路でもやはり振動があるというふうに言われております。少しでもかさ上げをすることによって、振動が軽減されるようならば、そのような形で完成を間近に控えておりますので、同等に住民のアクセスということ、形からも、そういう振動対策、そういうものに対してお考えは、対策を県のほうに言っていた方向性はありますでしょうか。

○議長（桑原）石橋議員、はなみずき通りは通告にございません。方向性を変えてください。石橋議員。

○1番（石橋）失礼いたしました。では、今言います、県道、それから、ひまわりロードのところは、やはり、ひまわりロードの前は大きな麒麟倉庫とか大きなトラックを使用しているところも多々ありますので、南幸町の方たちが振動しているというふうに聞いております。ちょうど交差点付近にある方は振動が多く感じられているようですので、そういう対策をどのようにされますでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）先ほども申し上げましたとおり、振動に係る御要望等がございましたら、是非、私どものほうに御連絡いただければ解決に向けて対策を取ってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、皆さんの意見を反映させていただけるように、住民の方々の声を拾ってまいりたいと思います。

では、3番の歩道と車道の標示についてなんですけれども、先ほど、大江議員がおっしゃいましたので、ここは町長も丁寧にお答えいただきまして、分かりやすかったと思います。やはり、この青色のV字ライン、そういうものに対しての自転車ナビマークですね、これはどんどん増えていくというふうにおっしゃいますが、私が調べたところで

は、瀬戸内のほうでは尾道まで続く、今度は青いラインになっていくというふうになっているところもあります。海田町でも自転車ナビマークがVラインではなく、青い、ブルーの線で引かれるような形になっていくのでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今回、整備しております自転車通行帯は青のV字型で点々と標示がしてあるものでございます。町としましては今回の整備での標示はあちらで整備をしていくということでございまして、来年度も整備はされますけれども、同じ形でさせていただこうと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、今年度もそういうV字のナビマークにしていくとおっしゃいましたけれども、今後、計画の中に自転車でも総合公園に向けていけるような、筋をここから何キロ行くと総合公園に向かうんだというような標示もうまく考えられますので、そういうふうには有効活用ができるような方向性も考えてみられてはいかがかと提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）この度、この自転車ネットワークの標示を整備したのは、町長のほうからも答弁しましたとおり、自転車と歩行者の安全、そして、車道と自転車の関係を、その通行のルールを改めて整備するために整備をさせていただきました。今、議員のおっしゃった恐らく健康増進につながるものかなとは思っておるんですけれども、今回の整備とはちょっと目的が違っております。したがって、今回の自転車ネットワークではそういった整備は行わない予定でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、次の一番最初の総合公園に続く道路の美観、景観についてのことに入りたいと思います。海田町の総合公園、海田町キャンプ場の美観、海田町の美しいまちづくりの取組について、今、答弁をいただきましたが、河川へのごみ捨て禁止の対応、それから道路へのごみ捨て禁止の対応、特にキャンプ場から入口、総合公園に向かう木々の対応なんですけれども、ここはとても美しい海田町の一つではないかと思っております。自然を大切にしたい構想を今一度お聞かせください。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）総合公園付近の美観に関しての質問でございますが、実態として

確かにごみのポイ捨てなどがございますということは認識しております。今後も、河川管理者や道路管理者、また海田町公衆衛生推進協議会等とも連携して、看板を設置するなど、環境美化に関する啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、河川へのごみ捨てを周知しているというふうにおっしゃいましたが、何箇所もその川へのごみが放置してある現状が今あります。この河川へのごみ捨て、これは本当に美観とは言えないものだと思います。環境衛生推進の方々をお願いをしても言われましたけれども、環境衛生推進委員の方はとてもいろんなことで大変な状態になっております。ごみの地域の清掃活動を共にやっておられますけれども、毎回毎回草が落ちて、これを拾いながらやっているということを知っております。環境衛生推進委員の方ばかりに対応を望むのは少し負担が大きいのではないのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）海田町公衆衛生推進協議会の方と連携してというのは、ごみ捨て等の処理をお任せするというのではなく、啓発等の活動について連携して行ってまいりたいと考えているということでございます。また、そういうごみの処理につきましては、通報等ありましたら、関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、キャンプ場、開発が進んでおりますけれども、やはり、そのキャンプ場開発も地域住民のためのものというふうに、今、答弁がありました。交流人口の増加、それから身近に感じられる憩いの場というふうにキャンプ場、総合公園のほうは言っておられますけれども、やはり美観、景観が一番、ここに入って行くまでの道すがらに美しいまちがここにあるんだという、キャンプ場への熱い思いがないと、キャンプ場を含めた総合公園の美しさをPRすることができないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）議員さんもおっしゃられましたように、海田町の美しいまちづくり条例の目的等も、住民さんに対して周知して、美観に関して啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）第5次総合計画の中にも、自然環境の維持保全に必要な環境整備を進める

とともに魅力の発信をしていくことが重要というふうにうたわれておりますので、今後も海田町の海田総合公園、海田町キャンプ場のPRをしていただきまして、なお一層の海田町の森や地域の発展につながるように方向づけをしていただければと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時24分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。3番、玉川議員。

○3番（玉川） 3番、玉川です。本日は、海田町におけるインクルーシブ教育や地域連携などによる学校支援の取組について質問をいたします。

まず、大きく1項目、発達障がいのある児童又はその疑いがある児童に対する支援について御質問いたします。文部科学省においては、新しい時代の特別支援教育の在り方に関して検討が重ねられ、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを目的として、インクルーシブ教育を推奨しています。そこで、本町における取組がどのようになされているか、また検討されるのかについてお尋ねするものでございます。まず1点目、現在、発達障がいのある児童又は疑いがある児童に対しての支援について、一つ目、このような児童に対して通級指導を受ける場合の条件に、医療機関への受診や診断書の提示は必須としているのかについてです。二つ目、様々な特性があって支援が必要な児童についての支援について、保護者や児童が、受診に対して不安であったり拒否感を示した場合に、どのような配慮を講じているのかについて御質問いたします。三つ目、通級対応に関する教育支援委員会の設置の状況、また委員の選考条件、そして、運用の状況はどのようになっているのかについて御質問いたします。四つ目、医療機関において、発達障がい疑われるがグレーゾーンだというような判断がされた場合で支援が必要と思われる児童で、保護者が希望した場合について、柔軟に適切な支援が受けられるようになっているのかについて。五つ目、特性がある児童や保護者に対して、学校長や担任などが服薬を勧めたことがあるのか。以上について、御答弁いただきたいと思っております。

大きく二つ目、家庭・教育・福祉の連携推進事業について御質問いたします。まず、地域連携について、一つ目、文部科学省が推奨している地域連携推進マネジャーの配置や運用に関して、現在は運用されているのか。ない場合は配置の予定があるのか。具体的な対策は考えておられるのかについてお答えください。二つ目、第5次海田町総合計画で挙げられた目標である学校支援ボランティアについて、令和3年度から導入予定だったと思いますが、現在の稼働状況はどのようになっているのか。導入を模索している学校がある場合、その学校に対して教育委員会としてどのような支援をされているのか、以上について御答弁いただきたいと思います。

大きく三つ目、巡回支援専門員の整備についてでございます。こちらについては巡回支援員の整備について、一つ目、文部科学省が整備を推進しております巡回支援員の整備は現在されているのか、また、どのような資格条件を設けているのか、もしこのような設置がない場合、配置・運用計画はあるのか、以上について御答弁いただきたいと思います。

大きく四つ目、MLB教育についてでございます。まず、MLB教育について、一つ目、文部科学省がスクールカウンセラーの有効活用として、自殺予防に生かせる教育として、名称については広島市が先行して、MLB、メイク・ライフ・ベター、生活をより良くするという意味ですが、そのような教育を提唱し、広島市のほうでは積極的に実施に取り組んでいるところでございます。広島県教育委員会のほうに問い合わせたところ、各市町での実施を望んでいるというふうにお聞きしております。本町については、現在、MLB教育は実施されているのか、されている場合は時期や内容はどのようなものか。また、実施や準備、振り返り報告書など、合計どれぐらいの時間を計上しているのか、以上について御答弁いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問のうち学校関係の部分については教育委員会から、その他の部分については、私から答弁をいたします。

家庭・教育・福祉連携推進事業についての御質問ですが、現在、本町においては海田町子育て支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会、幼保小連携協議会、地域自立支援協議会等における情報共有や研修会等の実施により、教育と福祉が連携した切れ目のない支援を推進しております。したがって、現在、地域連携推進マネジャーを配置しておりませんし、今後も配置の予定はありません。引き続き、子どもの発達に

不安を抱える保護者に寄り添いながら支援を行ってまいります。

続きまして、巡回支援専門員の整備についての御質問でございますが、現在、本町においては巡回支援専門員を配置しておりませんが、来年度から新たに巡回支援専門員による保育所等巡回相談、療育相談等の発達支援をかいた版ネウボラに位置付け、就学を見据えた相談支援から必要なサービスへつなぐ取組を推進し、障がい気になる段階から支援を行うための体制を整備してまいります。

それでは、引き続き教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）玉川議員の質問に答弁いたします。

発達障がいのある児童生徒への支援についての質問でございますが、1点目については、通級による指導を開始する際には、医療機関の診断書等の提出が必要となります。これは通級による指導開始の判断とするとともに、専門的な助言を基に一人ひとりの児童生徒に合った合理的配慮を行うためでございます。2点目については、医療機関への受診に対して、保護者や児童生徒が不安や拒否感を示した場合も、その必要性を理解していただけるよう、根気強く学校から説明をさせていただいております。3点目については、通級の指導の開始又は終了についても、教育支援委員会での審議の対象となります。本会は医療関係者、行政担当者、学校教職員を委員として設置しており、年2回の定例会議を開催しております。4点目については、境界線であるとの医師の所見があれば、通級による指導は可能です。また、診断は下りていないが、医療連携中であり、早く指導を開始したほうが良い場合は通級による指導を行う場合もあります。5点目については、管理職等が指導の参考とするため、医師の助言を得る目的で、医療機関への受診を勧めることはございますが、薬の服用を勧めるということはありません。

続きまして、学校支援ボランティアについての質問でございますが、令和2年度から両中学校区に学校運営協議会を設置し、協議会からの発案で学校支援ボランティアを募り、その活動が徐々に始まっている状況でございます。

続きまして、MLB教育についての質問でございますが、本町では道徳教育を中心とし、学校教育全体を通して、児童生徒が自他の生命を尊重し、より良い人生を切り開くための教育を実施するとともに、生徒指導体制を充実させ、自殺防止に取り組んでいるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川） それでは、再質問のほうをさせていただきます。まず、一番最初に障がいの疑いがある児童生徒についての医療機関の受診について必須としているということでありましたが、私のほう、文部科学省のほうの担当のほうへも電話でお聞きをしたり、根拠文書のほうを拝見しているところでございますが、まず、令和2年2月25日に有識者会議のほうで話し合われた資料として、平成17年12月8日の中央教育審議会のほうで出された文書によりますと、障がいに関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握し、それに対応した指導等を行う必要があるというふうに書いてございます。本町のこの必ず医師の診断が必要であるというところと整合性が取れてございませんが、そこについてはどうのお考えなのか御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） 医師の診断についての御質問でございますが、まず通級指導に対する対象となる障がいの種別というものが学校教育法の施行規則のほうに、7種類とその他ということで約8種類示されているところでございます。その診断を確定する上では当然教育支援委員会の中に専門医等もございますので、その場での審議にはなるんですけども、その事前資料として、一定程度、こちらで方向性を持つために資料等を提出していただく。ここで言いますと、診断書等というふうな書き方をさせていただいておりますけども、医師の意見書であるとか、それから、心理士等による検査結果、客観的に見て、数値又は専門家による判断というものがあるものを基に教育支援委員会にかけておりますので、そのような状況で今判断をしているところでございます。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） ここに先ほどお示したように、医学的な診断の確定にこだわらないというふうに書いているのと、今後の新しい発達障がいの支援等に関しては、どの文書も可能性というふうなうたい方をしておりまして、必ずしも診断をもってやるのではなく、発達障がいの可能性がある児童生徒等に対する支援事業というふうなうたっております。なので、そこのお医者さんであったりだとか心理検査等の確実なものが必要となると、やっぱりそこに本人、もし小学校の頃にそのような診断を下されたりだとか、また、そのような示唆をされた場合、就職する際に不利になったりする場合もあるんですね。これは国家公務員の規則のほうに書いてありまして、私のほうも自衛隊のほうが長かったですけれども、自衛隊の規則なんかのほうでも、過去にそういう受診歴があるというだけで就職の害になるということがあります。小学校の、例えば低学年でありますと、

やっぱり配慮すること、工夫することで、この発達障がい、障がいと言われておりますけれども、これについてはどんどんどんどん成長して行って、お薬を飲まなくても、また特別な対処さえ工夫して行えば、成長して、ほかの子どもだったりと変わらないような成長をしていく場合があるんですけれども、そういうあたりについて、ちょっと配慮が足りないのではないのかなというふうに思います。なので、海田町が行っている診断書又は意見書が必要であるということについては、今、文部科学省が進めているインクルーシブな教育システムと相反する、整合性が取れないものではないのかなと思うんですけども、そこについては検討される予定があるのかどうかお答えください。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、医師の診断書等という形でお話をさせていただいております。診断名、きっちりとしたものを照らしてという部分も当然ございますけれども、疑いがあるとか傾向があるというところの判断で、検査結果をもって、当然入級している子たちもおります。境界線という話があったかと思うんですけども、そのような柔軟な判断はこれまでもしてきておりますので、発達障がいといっても、かなり広い範囲の障がいがございます。やはり、法に照らして適切に判断をするためには何らかの客観的なデータを基に専門家の御意見をいただきたいというところで今求めているところでございますので、その状況を個々に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これについては文科省のほうのいろいろな資料を見ましても、本人、保護者の御希望であったり、そこをしっかりと配慮した上でやってくださいねというふうに書いてあるのと、あと、教員等がこの子は何か特性があるかなというふうに思った場合にも配慮することができるというふうに書いてございます。なので、しっかりとした判断基準がなくても、発達障がいにも本当それぞれの段階とかレベルというものがございまずので、それというのは普通級に通う子どもたちの個性と発達障がいのいろんなレベルの子どもたちと変わらないのではないのかなというふうに思うんですね。それを今まさに国がインクルーシブな教育というように位置付けまして発信しようとしているわけなんですね。令和4年度予算なんかでも、このインクルーシブ教育についてしっかり予算がついているところでございます。そこは海田町、逆に何か独自に変にやっていらっしやるところじゃないのかなと思うんですけども、他市町も全てこの意見書、又は何ら

かの診断書等が要するというふうに他市町全てがなっているのでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）現状、近隣の市町で言いますと、例えば、安芸郡とか同じ西部地区の廿日市であるとか呉市であるとかというところにつきましては、診断書等という形で、やはり客観的なデータ又は意見書等を求めている現状でございます。それから、文部科学省が示しているインクルーシブ教育につきましても、他方で教職員定数といひまして、本町においても通級指導教室を行うために教職員の配置を県のほうから県費負担教職員をいただいております。その中で13人から14人に1人というふうな定数の枠を国が決めております。その部分に抵触をしたときに、曖昧な部分の判断で学級に入れてしまったときに、実態調査とか監査があったときには根拠を基にして判断してないというふうな指摘を受ける可能性もあるというところでございます。だから、文部科学省の中でもインクルーシブ教育を進めていく部門と、それから、定数上の管理として教職員の数を管理していく部分とのところで、そこはやはりいろんな議論等が行われているところでございます。通級指導教室については、ここ数年、教職員定数の増という形で文部科学省も提唱しておりますので、両方の意見等を踏まえた上で県の指導を受けながら町が行っている状況でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そこについても、私も文部科学省の初等中等教育局の特別支援教育課のほうに電話して尋ねました。そのところ、やはり診断書等が必要である、必須であるというところは過大な解釈であって、今進めているこのインクルーシブ教育に対して相反するものであると。一番大切なのは本人と保護者のニーズであって、医療・福祉の視点等を総合的に検討して、なるべくお薬等は使わずにやっていくということを国が進めているというふうにおっしゃってございました。ということは、国が言っていること、定数のことについて私も調べておりますし、そこについては、先ほど私が言ったように、可能性とか疑いとか、そういう文言に変わっているんですね。一番最初にお示ししましたように、はっきりと医学的な診断書等は必要ないというふうに、こだわらずというふうに書いてあるわけなんです。そうすると、今の海田町の現状の教育の建付けと、国が示していたり、今、教育次長が言ってくださったようなことは、今までの中央審議会の中の専門者たちの中からもたくさん声が出ているところなんです。定数、やはり加配が必要ですので、その定数をどうするかといった場合に、本人と保護者のニーズがあり、

教育現場のほうでも困っているという場合には、そちらに入れられることができるような、そのためにこのような文書が出されているわけなんです。そうすると、これはまさに、この逆方向の町独自のマイナス要件になっているのではないのかなというふうに思うんです。今後、そこを変更する、又は検討されるというような方向性はお考えでしょうか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） 繰返しにはなるんですけども、あくまでも診断書等というものはそれを決定づけるものではないです。当然、教職員の所見というか、実態表であったり、保護者の思いを聞くための教育相談であったり、それに加えて、それを確定させるための一つの資料でございます。やはり、総合的な判断ということにつきましては、国が申し上げている、県が申し上げているような状況というのは、本町も踏まえてやっておりますので、総合的な判断の一つの一助としての専門的な客観的なものということの部分については、今後も求めざるを得ないという言い方になるかと思うんですけども、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） とすると、例えば、カウンセラーも公認心理師、臨床心理士持っている方がいらっしゃるよ。また、NPO法人、私のところもNPO法人で臨床心理士、公認心理師を抱えておりますし、広島県臨床心理士会とか公認心理師会とかがありますけれども、そちらで、例えば面接をして意見書を出した場合にも、それは反映されるということによろしいでしょうか。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） 先ほど、玉川議員がおっしゃったように、心理検査というのは医療機関だけではなくて、例えば県立の施設、それから社会福祉施設等でも心理士等所管しているところにつきましては、検査が可能でございます。そこからの所見や検査結果を基に判断をした事例も当然ございますので、そのような形で対応させていただけたらというふうに思っております。個別の対応となると思います。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） その心理検査については、例えば臨床的な検査、臨床的に見てどうかというふうに判断する場合とウイスク等の心理検査を使ってやる場合とあるんですけども、そのウイスクが必ずないといけないみたいなふうになっているのか、それとも、臨床的

な検査でもオーケーというふうになっているのか、それはどちらでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）当然、発達の種別、障がいの状況に応じまして使用する検査というのは違っております。だから、一つの心理検査等にこだわって、それを受けてないと駄目という判断をしておりますので、その部分は個別の対応状況に応じて検討していきたい、判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ということは、心理検査、特定の心理検査でなくても、先ほど言いましたように、臨床的な観察等であるのも検査というふうに言うんですけど、私たちのほうでは、その臨床的な発達の検査をもって意見書を書かれた場合にも、そこについては対応して下さるといふことでよろしいですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）あくまでもその子の特性等が見受けられて、判断ができる材料ということが原則でございますので、個別の状況に応じて、その資料に応じて対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今のところはよく分かりましたので、今後、多分、学校からの発信が間違ってお医者さんに行かなければならないというふうに伝わっているのじゃないのかなというふうに思いますので、そこについてはちょっとお伝えの仕方というのを変えてほしいかなというふうに思いますが、そこについては御指導いただけますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）校長会等を通じて再度周知、指導しておきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）次に、様々な特性があるにもかかわらず、なかなか、先ほど私が言いましたように、就職のときに何か通級に入っているというだけで、又は病院に行ったことがあるというだけで排除されるパターンというのがございます。そこについて、この子は何か特性があるだろうと学校が思っていらっしゃっても、通常級で通いたいと言われる方もいらっしゃるんですね。そういう場合にも通常級での対応というのが可能なんではないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

- 学校教育課教育指導監（松本）あくまで通級指導教室に入る場合なんですけれど、親御さんの理解があって入るものでございますので、学校が強制して、あなたは通級指導教室に行きなさいというものではございませんので、親御さんと合意のところが得られないのであれば、通常学級のほうで学習していただくという、そういった流れになります。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 3番（玉川）通常級を希望された方で特性があるお子さんがいらっしゃった場合に、何らかの配慮のほうはしていただけるんでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課教育指導監。
- 学校教育課教育指導監（松本）当然、担任のほうも子どもたちの実態のほうを把握しておりますので、個別の指導のほうをさせていただきますし、あと、学校においては、学校によっては非常勤講師を措置させていただいて、その方がまたフォローに入るといって、複数体制での支援、そういったものを進めることは可能でございます。
- 議長（桑原）教育長。
- 教育長（佐々木）いろんな特性がありますが、限界がありますので、何でもかんでも全部配慮ができると、1人の教員が40人持っていますから、それを全部配慮ができるだろう、配慮ができるだろうというのは限界があります。できる範囲はします。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 3番（玉川）今の御答弁を聞いていると、先にお話しされたもの場合は配慮できる、しかも、非常勤の先生等を入れることで対応ができるというふうに聞き取れたんですが、教育長のお話だと、対応できないというふうに聞き取れますが、その整合性がちょっとよく分からないんですが、もう一度お答え願えますか。
- 議長（桑原）教育長。
- 教育長（佐々木）指導監が言った範囲内でできるものはしますが、それ以上超えるものは限界がありますって申し上げとるんでございます。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 3番（玉川）その限界という判断はどなたがされるんでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課教育指導監。
- 学校教育課教育指導監（松本）教育委員会のほうが判断させていただきます。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 3番（玉川）それについては何の根拠に基づいて判断されるんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず、配慮という言葉の定義が広過ぎますので、その部分については整理をさせていただかないといけないというふうに考えております。御家庭が要望するニーズと、それから、教育現場で可能な配慮、支援ということは、どちらにしても限られてくるし、要望に全て応えるということは、通常の子どもに、通常学級に在籍する子ども全員にとっても同じような感じになってくるかと思っておりますので、そこは協議の上、教育相談の上で配慮できる事項を確認して進めてまいりたいという意味で話をさせていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）多分、そこのずれで、多くの保護者又は児童、また生徒、今回、生徒というには書いていませんが、多くの場合、児童の段階でそういう問題が発生するのかなというふうに思うんですけども、小学生の頃の特性というのは、本当に成長段階であって、すごく変わるものだと思うんです。学校の判断とか教育委員会の判断と、本人、保護者の御希望というのがなかなかすり合わせられないという状況が生まれているので、私のところに複数名のそういう相談が寄せられているというような現状なんですね。それについて、学校もそういうふうに言ってくる、教育委員会も言ってくる、親御さんはどうしていいんだろうというふうに悩んでいらっしゃるんですよ。それ以外のところに、じゃ、誰に相談していいんだろうというふうにすごく悩まれている保護者さんがいらっしゃるんですが、これはもう教育委員会だけのお話ではなくて、町長、町全体の問題なんですけども、町長、よろしいでしょうか。町全体の問題だと思うんです。子育てにすごく力を入れていらっしゃる海田町でありまして、町長答弁、町長の施政表明もあったように、産まれる前、産前産後から成人までの切れ目のない支援という中にこの問題が入っているわけなんですけれども、ここについて教育委員会とか学校等々、保護者、本人さんが板挟みになった場合の相談体制等をどのように考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）ネウボラの関係だと思いますが、ネウボラは基本的には年齢は広い層にあるという、海外の例を説明させていただきましたが、本町におきましては子育て環境における集中的なネウボラというふうに施策を打ってきております。そういった中に、個別具体的な話はやっぱりその所管がきちっと対応する話でございまして、私のほうは基

本的に子育て環境の中にどのように寄り添って対応できるかというところの対応策を説明させていただいているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今、おっしゃっていらっしゃるとおりだと思うんですね。だからこそ、各所管と住民さんの隙間というか、溝ができた場合に、是非ネウボラのほうの相談窓口も利用できるようにしていただけたらいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そういう御相談については、お考えはございますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今、町長、答弁をさせていただきましたように、かいた版ネウボラの中で、様々な御相談には対応しているところです。また、子育ての御相談があったときに、学校関係と連携する場合には幼保小の連携も取らせていただいておりますので、個別事案については連携しながら対応しているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）確認ですけど、ネウボラのほうで御相談に行っていただいて、ネウボラから学校の間に入っていただいて、学校との溝がある保護者の場合は学校とも断絶しているわけなので、是非、ネウボラ相談のほうでやっていただきたいと思っているのですが、その御相談を受けていただけるという理解でよろしいですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）子育ての中で、子どもさんの発達の部分での御相談、また、こちらのほうは保健センターで受けたり、かいた版ネウボラを中心にやっているひまわりプラザで受けたり、どこの場所でも相談は受け付けておるところでございます。個別の事案等を伺いながら、保護者のニーズも伺い、また、学校との連携が必要な場合については、教育委員会と必要に応じて連携してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）福祉部局との連携という形では当然学校もさせていただくんですけども、根本的に御家庭と学校、また教育委員会がつながっていないというのが現状でございます。先ほどの質問でございます。そこをまず解消しないと、保護者にとっていい形にはなりませんので、その部分をできるだけ歩み寄ってすり合わせができるように、こちらでも努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。今度、服薬のことについてなんですけども、服薬についてはそのような実態がないというようなお答えではあったんですが、複数名の保護者から、お薬について、また医療機関の受診について勧められた、また、場合によっては事例を基に、こんなお薬を飲んだらこんないいふうになった子もいるんで是非御検討くださいと言われた、具体的事案も、事例もあるわけなんです。そこについてはないとは言われておりますが、その実態調査なんかをされたことがあるんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）当然、服薬等については医療行為につながるものですので、学校職員ができるものではございません。その状況をもって、ないというふうにお答えをしております。どういう場面でどういう話がされたかというのはここでは具体が分かりませんので申し上げることはできませんけども、学校に聞き、もしあるのであれば、当然、止めて指導しないといけないものでありますので、再度、聴き取りをして指導に入りたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これ、本当、お一人のみならず、複数名からお聞きしている、御相談を受けている状況なんです。薬を飲んでくださいというだけがお薬を勧めるということではなくて、事例を挙げられて、お薬飲んだらこんないい効果があった人もいますよというの、これ、お薬を勧めたということになるんです。もっとひどいケースになると、福祉制度の活用ということで、まだその方は全然、障がい者というふうには認定もされてなければ御希望もない方に対して、発達障がいとか自閉症の子どもたちが入る保険を勧められたというような事例もあるんです。これって、本当、業務を逸脱した行為だと思うんですけども、そこについては今後聴き取り調査をされたりとか、御指導されたりする必要があるのではないのかなというふうに思うんですけども、そのような御検討はされますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）繰返しになりますけども、個別の事案等についてはここで承知をしてない部分もございますので、具体的なものは答えられませんけども、もしそういう実態があるのであれば、当然、逸脱した行為でありますので、学校等に指導してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）是非、指導、また聴き取りをしっかりとさせていただきたいなと思います。私も目前で見ているケースがございますので、そういうふうなことを言われている先生がいるというのは把握しておりますし、本当、多くの保護者から聞こえてきますので、是非実態調査をされて、校長会等で教育のほうを再度よろしくお願いいたします。

続きまして、地域連携のところについてでございます。先ほど、巡回専門員のほうについては、配置予定であるというふうな確かお答えであったかなというふうに思うんですけども、地域連携マネジャーのほうについてはないというふうに言われておりましたが、これについてはもう既に文科省のほうが厚生労働省の資料として付けておりました、この地域連携推進マネジャーについては、公認心理師とかソーシャルワーカーさんなどを想定しているというふうに書いてございます。この巡回指導についてはやるけれども、地域連携マネジャーのほうについてはしないという理由はどのようなことでしょうか。国のほうがやりなさいというふうに指針で出しているかと思うんですけども。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）このマネジャー制度の配置につきましては、教育部門、福祉部門の連携を推進させるためにマネジャーを配置するというふうになっておりますが、本町におきましては、先ほども町長答弁にもございましたように、子育て支援ネットワークの中で、教育部門も地域の保育所や幼稚園、それから母子保健の担当等もしっかりつながっております。また、要保護児童対策協議会についても教育委員会、それから警察や児相ともしっかりつながっておりますし、幼保小の連携協議会も頻繁にさせていただいているところでございます。本町におきましては、教育と福祉の部分をしっかり連携させていただいておりますので、今ある既存の施策の中で切れ目のない支援を推進していくとしておりますので、配置はしておりませんが、しっかりと子どもの発達に不安を抱える方に寄り添った支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ここにはしっかり公認心理師や社会保健福祉士を想定してやっていくということであるんですが、今、既存であるシステムの中に公認心理師であったりとか社会保健福祉士のほうが入っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）公認心理師さんについては療育相談であるとか、来年度からは1歳半、3歳等にも関わっていただく中で、つながりを持っておるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。じゃあ、そのシステムを是非活用して、この二つの事業については、かいた版の独自の方法としてしっかりやっていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。続きまして、第5次の学校支援ボランティアについてなんですけれども、これについては、実は令和4年の予算の中にしっかり位置付けられておりまして、その中でもそういうふうに進捗していただきねというふうに書いてあるかと思いますが、ここについて、改めて、どういう事業を考えられていて、それについてどんな支援をされるように思っているのか、学校に関してだったり、募集に関してだったり、そこについてお答えください。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）各学校のほうに、中学校区ごとに学校運営協議会というのを設置しております。そちらの委員の方々の発案のところ、今人材バンクといったところを作成しているところで、今、だんだんボランティアの方が集まってきていただいている状況がございます。その中で、海田中学校におきましては、徐々に活動のほうは増えていっております。登下校の見守りであるとかグラウンドゴルフの指導等をしていただいている場合もあります。また、海田西中学校区におきましては、もちろん登下校の見守りもありますし、書写のボランティア、習字の時間に、書写が達筆な方がいらっしゃいますので、担任と一緒に授業をやっていただくとか、そういうようなボランティアの方、活躍されているところでございます。今後、活躍していただける人であったりとか、領域のほう、また増やしていきたいというような動きを今取っておるところでございます。教育委員会の絡みといたしましては、この会が定例で年3回行われておりますので、そちらに出席しておりまして、その会の進捗状況のほうを確認しながら指導助言をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。校区ごとということはそこに小学校のほうも入っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）そのとおりでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。これっていうのは、町全体がオール海田というふ

うに言われているところもありますけれども、本当に手の空いた方であったり、高齢者の方だったりの技術がまさにその学校の支援につながって、高齢者も生き生きとしながらも、子どももすくすくと育っていくというところの支援になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、MLB教育について質問させていただきます。MLB教育につきましては、現在されていないということだったかなというふうに思いますが、自殺予防に取り組んでいるところということでございましたが、これについては本来文科省のほうで令和4年の予算に組み込んでおられまして、スクールカウンセラーの有効活用として自殺予防教育をするというふうに書いてございます。これは広島市のほうが自殺のほうが起こりましたので、先にMLB教育というような、通称名を付けてやっているものなんです、これはスクールカウンセラーをよりよく活用しながら行っていく事業の一つなんです。そういうようなつながりについては、ちゃんと検討、検証されているものなんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）スクールカウンセラーにつきましては、県教育委員会のほうから派遣をしていただいて、各校区、兼職等もあったと思いますけれども、やっている状況でございます。その中で有効活用として、やはり県から求められているのは教職員の研修であったり、子どもたちに対する啓発であったり、相談に対する周知であったりということとは行っていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）じゃあ、実際にもうスクールカウンセラーが子どもたちの前で自殺予防の啓発の教育をやっているということによろしいですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）自殺予防という特化したテーマということではなくて、学校生活全般に対する不安であるとか、例えば、家庭環境に対する悩みであったり、自分自身の悩みであったりということの相談できるという部分についての周知であったり、声掛けであったりということをしていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）それについてはどういう単位で、例えば各クラスに回って行って教育をされているのか、何かそのお知らせだけで済ませているのか、どういう形で何回ぐらいや

っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）小中学校によって派遣されている回数が大分違いますので、各学校によって捉え方というのは違いますけども、通信のような形でお知らせをする場合と、それから、日によっては相談業務と併せて、学校の休憩時間とか授業中にカウンセラーの方が見回り、授業観察等をしていただいて、気になる子について放課後、声をかけてというふうな状況でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）その紙だけであつたりとか、気になる子だけというのだったら、このMLB教育というのは、広島市さんが付けた名前ですが、それじゃ、全く効果がなくて、顔の見える関係の方だから、あつ、この先生、見たことあるからちょっと行ってみようかなというふうな感じで行われている教育なんですね。なので、紙だけであつたりだとか、ちょっと気になる子だけということだったら、全然、全く意味がないわけなんですよ。なので、今後は広島市さんの先行事例とか研究されて行うべきかなと思いますし、県のほうの教育委員会のほうにもお聞きしたんです、担当者に。そうしたところ、町単位でしっかりやってくださいというようなお答えをもらっているんですけども、そこについてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）議員御指摘のとおり、顔が分るとか接したことがあるということは子どもたちにとって、やはり大切なことだと思っておりますので、スクールカウンセラーの有効活用について再度検討して、学校のほうへ取り組ませていくようにしたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）令和4年予算の中には、そのような必要がある、いじめ対策だったり、自殺対策が必要な場合には、週に1回4時間を増やして、週に1回8時間まで、いや、以上と書いてありますけど、以上まで延ばすことができるようになっているんですね。それをもう令和4年予算に計上されております。なので、海田町も少し、もし時間数が足りないのであれば、それを予算のほうを県のほうにお願いしてでも、配られるのは県までになりますので、それを予算を取ってもらって、しっかりこのMLB教育、自殺予防対策なんですけども、顔が見える形で、この先生のところに行けば相談できるんだな

というところを周知徹底していただくような活動というのはしていただけるものでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）恐らく、先ほどの予算等の執行については県からの照会等もありませんので、機会を捉えて有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）以上です。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。まず、自動車のEV化推進について質問いたします。

国内自動車の電動化につきましては、2035年までに新車販売で電動車が100パーセント実現すると政府は発表しております。自動車の脱ガソリンが広がる背景にあるのは、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を抑制する脱炭素社会を目指す動きです。また、EV自動車の特記すべき利点は、充電した電気を取り出すことにあります。これは災害時における非常用電源として活用することができることです。また、町内の避難所には停電時の電源確保がなされていない場所が多く、EV自動車を活用すれば電源確保ができると思われれます。そのために公用車のEV化を図られてはどうか。次に、脱炭素社会を目指すために、国においても自動車のEV化を進めるため、環境省や経済産業省においても、新車購入時の補助制度も充実されております。地方自治体においても上乗せの補助制度が始まっています。海田町においても補助制度を創設されてはどうか。

次に、道路の計画についてでございます。千葉県の八街市の市道で、昨年6月に下校中の小学生児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷する事故が発生いたしました。これを受け、全国で通学路の一斉点検が行われ、海田町でも点検が実施され、結果、問題点が見つかり、可能なところは対処されました。しかし、根本的なことはほとんど解決されていないと思われれます。千葉の案件でもPTAは問題の道路に歩道の設置を要望していましたが、市側は対応していませんでした。歩道が整備されていれば、事故は防ぐことはできなくても、軽減はできたように思われれます。町内の道路でも歩道が整備されている箇所は少なく、主たる通学路の歩道は整備する必要があると思われれますが、どのように考えていますか。そのためにもしっかりした町道の将来計画の策定が必要になると思われれますが、どのように考えておられますか。以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

自動車のEV化推進についての質問でございますが、1点目については、公用車の更新時に合わせて、地元企業が生産、販売する電気自動車の購入を検討してまいります。2点目については、本町として地球温暖化防止のために脱炭素社会の実現に向けてどう取り組むべきか重要な課題であると認識しております。議員御指摘のとおり、国の補助制度があるほか、エコカー減税など優遇措置が既に設けられている中、本町としてどのような環境施策に取り組むべきか、また、施策の優先的順位をどのようにするかについて先進地自治体の事例を調査・研究してまいります。

続きまして、道路の将来計画についての質問でございますが、主たる通学路が学校周辺の通学路を指すものと考え、歩道の整備状況を見れば、一定程度は整備されているものと考えております。一方、歩道が整備されていない箇所について、グリーンラインやポストコーンを設置し、通学路の安全確保に努めております。こうした中、学校周辺の歩道のない道路において、一つの路線として用地取得により、新たに歩道を整備する道路計画については実現までに多大な時間と費用を要することなどから、現段階では考えておりません。引き続き、部分的な道路拡幅と道路管理者による様々な安全対策、保護者や地域の皆様の御協力による見守り対策等により通学路の安全確保に努めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、公用車のEV化についてでございますけれども、地元の業者に限らなきゃ、確かに地元を応援しなきゃならない、理解します。それを待っていたらいつまで経ってもできないんじゃないんですか。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）地元の企業さんの発表されている内容につきましては、ハイブリッド車5車種、それからプラグインハイブリッド車も5車種、それからEV3車種につきまして、2022年から2025年にかけて順次導入する予定とされております。2030年の時点での生産における電動化比率を100パーセント、EV化比率について25パーセントを想定されておられるということでございますので、やはり、地元企業さんを応援したいというところで地元企業さんの生産販売に合わせての更新整備を考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）どちらにしろ、EV化を進めていくことについては、私のほうも理解を示させていただきます。ところで、その次の問題、このEV化にすることによってメリットというのは、先ほど私がちょっと申しましたけども、電源を取り出すことができる、今海田町の避難施設に指定されている中で、どの程度。

（「声が聞こえないのですが」と発言する者あり）

○10番（宗像）マイクを近づけて言っているつもりですが、すみません。

（「でも、聞こえません」と発言する者あり）

○議長（桑原）ちょっと待って。発言をしちゃいけないでしょう。許可しておりませんよ。

（「聞こえんいうただけです」と発言する者あり）

○議長（桑原）発言は許していません。

（「じゃ、発言していいですか」と発言する者あり）

○議長（桑原）発言は許しません。

（「はい」と発言する者あり）

○議長（桑原）マイクをちょっと近づけて。

○10番（宗像）どの程度、では、電源が確保できる状態にあるんでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在のところ、可搬式の発電機のほうを準備しております。それでも、足りない場合は、協定であったり、広域連携であったりというようなところで、その発電を補っていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、僕が聞いたのは、どの程度、それでカバーできるんですかとお聞きしたのですが、どの程度カバーできるんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在のところ、そういうふうなカバーはできる、何日か、どの程度かというようなところまでは試算をしておりますが、できるだけ非常時に対応した発電を確保するというようなところは考えておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ここで、私がもう一つお願いした案件の中で、補助の問題、出させてもらった、検討する必要があるかもしれないというふうにおっしゃられたんですが、一つ、これ、ある自治体でやられていることでございますけども、補助金を出すと、その代わ

り災害協定を結ぶと、何かあったときのその電源に、その車を、向かっていただくと。単純に補助金だけ出すってなったら、我先になってしまっ大変でしょうけども、こういう形にすれば、災害時にも有効に使える。これは災害だけの問題じゃなくて補助の問題があるので、防災の考え方じゃなくて、もっと違った観点、まちづくりとか、そういう観点、企画のほうの考え方でそういう考え方はできないのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今、議員御提案の件につきましても、大変聞いた感じ有効だと考えております。もしそれが可能である、また、今後検討してそれが実現可能かというようなところまで含めて、少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それではしっかりと検討していただきたいと思います。また、改めて決まりましたら、早めに決まりましたらどうか、経過もできれば報告していただければなと、このように思っております。

それから、道路の将来計画についてでございます。確かにおっしゃるように、町長がおっしゃるように、実現までやろうと思えば本当に時間がかかって、お金も莫大な費用がかかる。これ、理解しております。しかし、ここの道路を、この歩道だけでも、ここはこの学校の周り、ここだけはやっておきましょうとある程度目標を持ってないと、全く前へ進まないんじゃないんですか。ここだけやっつけ、ここ空いたけん、ちょっとやっところ、それだけで終わるんじゃないでなくて将来的に何か機会があれば一つでも1個でも増やしていこう、それを今日明日やるのではなくて、我々の子どもの時代、もう子どもは大きくなっているので、子どもの時代じゃなくて孫、ひ孫の時代にきっちり送ってやる、そういう姿勢が必要だと思うんですが、それについて、これはどっちかいうたら、もう担当部局の考えじゃなくて、トップ、又はその辺でのお話、思いを聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうが道路部門の事務の部長をしておりますので、まず、私のほうから御説明のほうはさせていただきます。町長答弁で申しましたように、やはり、時間と費用が多大にかかるということで、現段階ではちょっと考えておりませんが、言われるように、点で道路を拡幅するということは道路計画上は余り面白い計画ではないと考えております。したがって、今、町長答弁でも最後ありましたが、部分的な

拡幅とか見守り対策、それプラス、やはり今から東広バイパス開通によって、国道2号の交通量が減ったり、それによって中の通過交通とかそういったところも減ってくる、いろんな要因が出てこようかと思えます。そういった社会情勢を踏まえた交通量変化してまいりますので、それを捉えて既存の幅員の中で何らかの形で対策ができないかというのはいくらも考えてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）僕が言っているのは、たとえ、そういう形にするにしても、スポットでじゃなくて、ここはこういう形できちんと、このスパン、学校からこれまでのスパンについてはこの方向性、こういう形でしょうと。担当者が替わったからもうやらない、担当者が替わったからできないというそういう問題にするのではなくて、何らかの形でそれを残す形で続けることができないかというのが、一番私のほうが申し上げたいところなんです。その辺についてどのように、そういう思いを、そういう姿でやっていただけるんかどうか、確認したいんです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）道路計画として線を引くというのは現段階ではちょっと考えておりません。しかし、今言われたようないろんな社会情勢の変化によって交通量変わってきますので、それはしっかり踏まえて、私以下、建設部員の者はそれを引き継いで、注視しながら安全対策というのはしっかりやっていく。これは今こちらのほうで私のほうからちゃんと発言をさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、おっしゃることは分かる。それだと、個人の対応になってまいりますよね。そうではなくて、私が申し上げたいのは、道路の線引くことができない、それならそれで仕方ない。少なくとも学校からこの範囲については、将来的にそういうものをずっと検討して、課題というものを残していくことはできませんかと。極端に言ったら、文書か図面か、何らかの形で残して、自動的に次に引き続ける体制を取ることにはできませんかと。だから、本来言うたら、本来でしたら、歩道をきちんと整備した、その道路計画というものをある程度作っていただきたい。でも、それができないのであれば最低限そのぐらいのことは残すことはできないんでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私の考えではございますが、特に海田東小学校のところのあそこの

ところがまだ歩道が整備されていない箇所として残っておりますので、そこらについては何らかの形でちゃんと引き継ぐ。道路計画としてはちょっと難しい形になろうかと思いますが、それは文書になり、何なりの形で引き継いでまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりと引き継いで、後世に悔いが残らんような体制を取っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、公用車の管理ということについてお尋ねをいたします。先の議会において、県の補助を受けてコロナ対策用車両を整備したが、その保管管理整備の状況はどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。この車両は特にコロナ患者の専用運搬というか、隔離も含めた利用のためとの説明でありました。ところが、最近、この車の所在が見当たりません。一時、県とか市とか他の自治体に貸出しをしているという話もありました。現在、どのようになっているのかお尋ねいたします。特に、貸出しをしているような場合、安全管理等、本町の管理下でないというたら、現行規程に合わないのではないかということとなると思います。どのように認識をされておるのか。当然に保管場所、すなわち格納の位置、本拠地が変わることとなります。公用車の運行規程にも外れるというか合わないことにもなります。併せてその認識をお尋ねいたします。更には他の自治体に貸し出すと、運転免許証の期限切れや免許証の停止中等、いろいろ確認ができない。当然、安全運行管理規約に関することとなると思うがどうか。また、始業点検の確認、指導もできない。いろいろな面で本町の公用車安全運行規則に反しないか、どのように管理をされているのかをお尋ねするものでございます。また、本町内において連日多くのコロナ患者が発生しております。町民はもとより、町職員においても複数名発症しております。このような人の移動のための特殊車両整備ではなかったのか。特に、バス、電車等交通機関も駄目、タクシーも駄目、単に風邪であったとしても、それは医療機関での診療の結果であって、発熱のある人の医療機関に行くための手段がない。そのための整備車両であったとも認識していたが、全く町民のために活躍していないのではないか。以上、安全運行管理を含め、町民の発熱外来の移動等についてどのように考えておられるか。更には町職で運転するという説明でもあったと思いますが、それについてもどのようにお考えか、併せてお尋ねをいたします。

次に、質問の検証ということで、昨年12月の議会でも尋ねております。この件について再度お尋ねをいたします。数多くの、こうやって一般質問が出ますが、一過性の年中行事の一環、セレモニー的に一般質問が消化されているのではないかと12月に質問いたしました。その答弁は十分に検討して対応している、決してセレモニー的ではないとの答弁でしたが、本年1月、高岸1号橋の架替工事で水道の移設という仮設工事が発生しました。その仮設が民地に付設されております。12月には、いろいろ仮設や現地の事前調査を行い工事発注前に対処して工事を発注するようと言いましたが、今言いましたように、事前相談もなく民地に水道の仮設が置かれたり、これはどういうことなのかということで建設部長に申し入れたところ、そのような事実は知らないというような答弁でありました。どういうことなのか。建設課発注の工事で、建設部長、課長が知らない。これは建設部長が課長兼務ということではありますが、建設部長が知らないということは、建設の発注工事が建設部長、課長が知らない。こういう、もう何というか、前代未聞というか、仕事の熱意のない状態になっております。どのように仕事、平生認識しておるのか、その仕事の態度が疑われます。それと更には、12月の質問がどういうことであったのか、いろいろ回答すると言いながら、いろいろ検討はされてないんじゃないかと、この辺を含めてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

公用車の管理についての質問でございますが、御質問の車両につきましては、現在、県内各地で同時多発的に新型コロナウイルス感染症の患者等が発生している状況を鑑み、広島県において全県的な対応として患者等を搬送するため、広島県にお貸ししているところでございます。本町の規程との関係につきましては、庁用自動車管理規程において、庁用自動車の管理については、特別の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによるとしており、現在はこの特別の定めとして、広島県新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両整備費補助金交付要綱に基づいて広島県にお貸しし、広島県において適正に管理されているところでございます。なお、車両をお貸しする場合は、広島県において県保有の他の庁用自動車と同様の保険に加入され、万一、事故の際にも広島県において対応されることとなっております。また、町内の患者等の搬送につきましては、当該車両の整備目的が安全な避難所運営の確保及び県内各地で患者等同時発生時の搬送体制の確保であり、発熱した方で医療機関に行く手段がない人を搬送すること

を目的に整備したものではありません。現状においては、県内各地における患者等同時発生時の搬送体制の確保として、広島県が海田町も含めた全県的な対応をされているという形での運用をしているものでございます。

続きまして、質問の検証についての質問でございますが、御指摘のあった工事は、建設課の予算で上下水道課が工事を発注したものになります。施工に当たっては官民境界の確認など、事前調査を実施し、適切に工事を行うこととしておりますが、今回の工事では私有地の一部に水道の仮設管を敷設したことから、事前調査が適切に行われなかったことは否めません。また、建設部長は建設課長だけでなく水道事業参事も兼職しているため、水道工事についても工事内容を把握する立場にあり、水道事業参事が事態を把握するまでに時間を要したことは反省すべき点です。今後、工事の施工に当たっては同様なことが起こらないよう、職員の指導を徹底してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まず、公用車のということで、県にお貸ししておりますということで、適切に管理されておるということではありますが、本町のその辺のことはどうなるのか分かりませんが、先ほども言いました、保管、格納場所を指定しとると思うわけですよ。だから、こういうことの規約というか、ここらが変わってくるんじゃないかと思うんですよ。安全に県の公用車を含めて運行管理されております。それはそれでいいんですよ。本町の公用車ということで、だから、再度確認しますが、県にお貸ししておるのはお互い互助精神としていいとしても、この登録者はまず本町登録か県登録かということで確認をします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）本町の登録でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ということは、言いましたように、格納というか、保管場所の本拠地とか、そういうことの規約というか、その辺のことがまずどうなるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）格納場所の規約につきましては、当該車両につきましては、陽性患者の急増に当たって、県が必要な搬送体制を確保することを目的として、搬送ひっ迫時の一定期間、町のほうからお車をお貸しして県に配備されるものでございます。あくまで

も一時的な対応となってございますので、格納場所については変更をしないものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）先ほども言いましたが、特別そのことについてはやかましく言う気持ちはありませんが、他の自治体においても、先ほども言いましたように、免許証の不携帯所持、期限切れ、いろんな問題があると思います。そこで何が言いたいかというと、事故等あると、所有者責任というのが出てくるんじゃないか。この辺のことについていろいろ規約をしたとか、契約をしたとかいうのは、ちょっと答弁であったと思うんですが、保険に加入されとるとかね、何とかありますが、そこらを含めて本町の目が届くのかどうか、全く他人任せになっとるのか、ちょっとその辺、併せてお尋ねをします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）安全運転管理につきましては、道路交通法の中におきまして、車の使用者がその義務を負うこととされております。この使用者の定義につきまして、どこが使用者となるのかということにつきまして、県の安全運転管理協議会のほうに問い合わせをいたしました。そうしましたところ、ここでいう使用者は車検証に記載されておる使用者、すなわち町ですけれども、この使用者とは異なるものでございまして、実際に管理運行をしているものが使用者と定義される。したがって、今は県にお貸ししておりますので、県のほうが安全運転管理をする義務を負われるものとなります。したがって、今は、県のほうで安全管理等を含め、安全対策を講じた上で運行されているという状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこで、整備するときの説明で、運転は本町職員において行うというような説明であったと思うんですね。そこらも、どう言うんか、整備規約というのか、設置規約というのか、ちょっとその辺に合わないところがあるのではないかとということで確認をするんですが、そういうところを含めて、特に言いたいのは、先ほども言いましたような安全とかいうことなので、再度確認して、この件は終わりたいと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）こちらの車両につきましては、議員御存じのとおり、県の補助を活用させていただきまして購入いたしました。その補助金の交付条件の中にクラスター等が

起きた場合においては、県の指示の下、その対応に当たるとされておりました。当初は町の職員が県の指示の下、そのように車を運転するというようなことも想定しておりましたが、現状におきましては県のほうにお貸しして、県のほうで運行されるというところで、安全運転管理についても適切に行われているものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことで極力、本町の患者も随分出ております。多いときには30名とか、そこらを合わせて移動しやすい、先ほども言いましたが、単に風邪であったとしても、診察の結果が風邪であったので、素人判断ではなかなかそういうことが判断できないと思うので、よければ、町民のそういう移動とか、そこらにも協力してあげてほしいと、このように要望というか、お願いをしてこの件は終わります。

それで先ほど言いました、昨年12月の件で、近隣の状況を判断して、いろいろ調査をして工事発注しなさいということを使うと思うんですが、今回、先ほども言いましたように、高岸1号橋において民地に水道管仮設を敷設した、これはどういうことでこういう状況が起きたのか、まず、官民界ということについて、最高責任者たる町長、水道の代表者、どのように認識しておるか、まずお尋ねをいたします。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）事業管理者が答える前に、事務部門の責任者であります私のほうから答弁させていただきます。まず、水道の仮管を敷設させていただく過程について、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）この度の工事でございますが、高岸1号橋の架替えに当たりまして、掘削影響範囲に既設の水道管があるため、これを支障とならない場所に仮移設をしたものでございます。現地を確認して、仮移設位置を決めたものでございますが、その一部が民地の中に入っているという申出がございました。現地は町道に隣接する形で里道がございました。その民地の一部が里道の通行経路のように見えたため、このような事案が発生いたしました。確認のほうの不十分であったことは反省しておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か分からんけども、事前調査をしろというところ。それで管理者が云々という話になったわけではありますが、水道の設置条例に管理者は置かないとなつとるん

よの。ちょっと今の答弁で分らんのかな。水道の事業の代表者は町長になつとる。ところが、水道事業に管理者は置かないとこうなっておる。3条じゃったかな、ちょっと詳しいことは覚えん。その辺はどういうことなん、今管理者云々という説明あったが、例規集と合わない。おらん人が管理しとるんとか、説明をどうかしたとか、再度その辺、詳しく説明願いたい。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）そこは御指摘のとおりでございます。私がちょっと発言を間違えました。海田町の場合は水道事業管理者というのは置かずに町長が代表者でございます。その下が私、参事となっております。あとは、通常と同じように、課長という組織となっております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）間違うたその場限りの答弁で、私が知らなかったらそのまま済むと。そういうところが、先ほど来、去年の12月を含めていろいろ勉強しなさい、調査しなさいと言うとるわけよの。ところが、そのようにしますという答弁しとるんよの、町長。いろんな面での最高責任者たる町長、どう思うとるんか。ほんで、先ほどの最初の再質問に戻りますが、現地の状況、官民界、承知しておるのかどうか。何か知らんが、仮設やったらいつのまにやら、道路と何かひっついとったために官民界が分からなかった。大げさに言うと、町の道路が全部が官民界とひっついとるんよ。町の道路で官民界のひっついとらんところがあつたら言うてほしい。それを含めて説明願いたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）今回、誤って仮設管を入れさせていただいたところは、先ほども御説明したように、里道の経路に見えました。ただ実際は、筆界と申しまして、土地の境界を示す境が現地の形状、道路の範囲、里道の範囲と、実際の筆の範囲が異なつておつたということが所有者さんの申出をもって判明したものでございますが、おっしゃられるように、事前に隣接の方等に確認をしていなかった部分については、反省をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まず、その件について、今、課長答弁のように、少なくともこの件について、正確な日には忘れましたが、1月の24日であつたと思うんです。総務建設委員会において指摘しとるんですよ。ということは、今日まで少なくとも約1か月何がし、

40日、50日ほど経つとるわけだが、何の対応もされとらんですよ。町長、最高責任者としてどう認識する。1か月半もこれ不法占拠になるんですよ、民地の。民法の規定をもって、官民界、境界の普遍の原則というのがあるんですよ。そこらをどういうふうに認識しとる。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）所有者の方、方じゃないですね、そういった民地の中に仮設配管があるというお話をいただいたのが1月の25日でございますが、その日のうちに私ともう1人担当課長がおるんですけれども、課長のほうで謝罪をさせていただいて、改めて仮設配管、仮配管の設置について御協力をお願いさせていただきました。その後も、複数回にわたってお願いはさせていただいておるところです。それは、私に限らず、水道参事のほうも併せてお願いをさせていただいておる状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の何か答弁というのか、お願いか、開き直りか、よう分からんのですが、まず、それともう一つあるのは、これについて、建設部長、もう一回、先ほど来から答弁がないんですけども、現地の状況の官民界、ポイント、承知しとるのか。何が言いたいかという、建設部長、しっかり聞いてもらいたいと思うんですが、官民界は端的に言うと、現高岸1号橋の中央ぐらゐまで民地が入つとるんですよ。これ、今四千何百万だったか、下岡議員が昨日来、出合橋含めてこの辺の整備ということで随分やかましゅう言うとるわけですが、この137号、高岸1号橋の架替え、これをやると、民地を掘削することになるんです。当然、ここに用買が出てくるはずなんです。これの話をやらないと、町長、4,300万じゃったかな、高岸1号橋を発注しておりながら、用地買収でこの工事が不能になるんですよ。契約不履行になるんですよ。これ、どうするんかな、その辺を含めて、何を考えとるか、再度聞きたい。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）今、境界確定が終わっているところは、ちょっと図面がない、あれば一番お互い分かりやすいんですけど、道路のちょっと手前の里道のところがポイントが決まっているという具合に思っております。その先については、里道がこの辺に来るんじゃないかという話は、先日あったように私も報告は受けておりますが、その点についてはまだ境界のポイントは確定はしていないという具合に聞いております。いずれにしても、高岸1号橋の掘削の範囲、まだ確定はしていませんから、明確なこ

とは言いませんが、掘削の橋台のところ、橋台とかの掘削の範囲には直接影響がないような形では今考えております。ただ、どうしても現在の高岸1号橋を撤去したりするときには、今議員さんがおっしゃった隣接の土地所有者のところにも影響はございます。取壊しに当たっての影響はございますので、そこは御協力をいただけませんかというのをお話をさせていただきたいと思います。併せて、水道管のことについてもインフラ強化の工事のほうに影響が出るので、そのことについては対応策を御提示いたしまして、これで話を進めさせていただきませんかというお話もさせていただいたんですが、現在のところは御了解がいただけておりません。言われるように、このままであれば、どんどん、また災害復旧の関連が、工期のほうに影響が遅れてくるようなことになりかねないので、そこはどうか対応策を出しておりますので、御協力いただけませんかというお話をさせていただいておるんですが、現段階のところではまだいただけておりません。橋の掘削については、できる限り地権者の方に、今御協力いただけない地権者の方に影響がないような形で進めさせていただこうとは思っています。しかし、災害復旧は何があっても第一番にやりなさいという議会からの決議のほうもいただけております。そこは、皆さん、すいませんが、御協力いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か答弁じゃない、泣き落とししかいな。そういうことが起きるから事前に調査してやりなさいいうて、12月に言うたんよの。俗に言う、舌の根も乾かんうちに、それで気がついたら民地に入っとった、ごめんなさい。複数回か2回か知らんけども、お願いに行きました。お願いに行ったけど、そこから先がどうなっとるんか知らんけども、これ、大変な事態が起きるいうて、今も言うとするが、高岸1号橋の工事自体が不履行になりますよとこう言うとするんです。その件についての考え、どう思っとるんかいな。今から、下水の移設、既に高岸1号橋入札、契約をして、それで気がついたら上水管が邪魔になる、仮設をやった、民地に敷設しておった、ほんでまた調べたら下水が邪魔になった、下水工事を発注しました。そして、今度はいざやろう思うたら苦情が出て、民地が引かかっとった。橋の掘削をするのに民地をほじくり返さにかいかん。決裂したら全部がパーになる、架設した上水道、これもパー。下水道管、移設しました、これもパー。電柱が邪魔になるいうて、中電工に頼んで移設しました、これもパー。何しよらん。それを最高責任者たる水道の代表者、行政の代表者、町長は認識しとるんかということ言うとする。答弁が先ほど来からないけども、参事が云々かんぬんいうて。私が管

理者です、条例では管理者を置かない、どうなっとる。必要に応じて参事を置く。課を置く。課は参事になっとる。こういうようなことで、必要があれば参事とか、次長を置くとなっとる。訳分からんことを言うてる。話は行ったり来たりしとるけども、不履行の件とこの橋の工事の進行と含めて、改めてお尋ねをいたしますが、どのように認識しておるのか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）橋のことでございますので、災害復旧とかも全部絡みますので、建設部長の立場でお話をさせていただきます。言われるように、全て事前に全部いろんな条件をクリアして発注すれば良かったというものは確かにあるところもございます。しかし、事故繰越しとかそういったこともありましたので、できる限り早い時期に出して、とにかく業者さんを見つけて、インフラ強靱化のほうに取り組んでいただいて、あそこの地区の皆さんに安全で安心した暮らしのほうを提供させていただきたいという思いで、ある意味、100点ではございません、はっきり言って。県との協議も十分でないところはございますが、それはもうとにかくやりながら、とにかく工事を早くやりたいというところで行ってまいりました。それは今も実際に工事をする中で試験掘りをしてみたら護岸のところの強度が足りないんで、そこについては広島県と協議をさせていただいて、こういう形で護岸を造ったらどうか、こういう形でやったらどうかといういろんな御指摘をいただいて協議いただいて、また、その日数もかかってまいりました。とにかく、いろんなところでいろんな課題にぶち当たりながら、私以下職員、一生懸命、早期完成に向けて頑張っております。今、議員言われたように、水道管の分も確かに不手際はございます。そういったのもやはり一つずつ丁寧に問題を解決しながら着工していきたいと思っております。地権者さん、その水道管の地権者の方にはいろいろ御説明をさせていただくんですが、なかなか難しいところがございます。提案のほうもさせていただくんですが、いただく御要望がとてもちよっと我々では対応できないというような話もいただいておりますので、それらの調整にちよっと日数をかかっております。そうは言いましても、やはり、あそこの地区の皆さんに一日も早い安全と安心した暮らしのほうを提供していきたいと思っておりますので、すいませんが、議員さんのほうもそういった地権者の方に御協力いただけるようにお力添えをいただければと思っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）これも先ほど来から言うように、町長、結論から言や、泣き落としだけ

よ。対策がない。遅れるけ、何とかしてくれ、助けてくれ、そういうことが起きるから事前調査を十分にして工事に着手しなさい、発注しなさいというたばかりじゃないか。それを聞いてらんから、一般質問がセレモニー的で年間行事で、はい、七夕ですよ、正月ですよ、盆踊りですよ、そういうことで消化しとるんじゃないか。だから、現地調査をして、こういう質問が出てきたら、どうなつとるんか、例えば、先ほど通学路の問題が出よった、実際はどうなつとるんか。そこ行って見てこんとね。机上で、将来計画立てますよ。これぐらいの町長、答弁しとるんですよ。だから、先ほど来、町長、どうなるんか、最高責任者というか、代表としてこういう事態が起きとる。もう一つ、言いますよ。今ここに、三迫三丁目、二丁目付近ずっと含めてね、通称レッドゾーン、これ、今、県がそのために砂防ダムを設置しようということになつとる。ところが、今の話が決裂する、高岸1号橋ね。そうすると、このレッドゾーン解消、砂防ダムの工事、これが飛びます。町の将来、大変な事態が起きると思う。単に高岸1号橋の架替えが不履行で終わるだけじゃなくして、三迫地区一丁目、二丁目、一丁目の一部二丁目、三丁目のレッドゾーン、この解消ができなくなる。生涯ずっと、本町レッドゾーンとして残る。こういうことを町長、最高責任者としてどう思うんか。これが水道事業のミスによって起きとる、ね。建設課のミスによって起きとる、事前調査不足で。そういう職員の指導、ここらを含めてどのように認識しとる。誰が答弁するんですか。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）水道の配管のミスということなので水道事業参事の立場としてお答えをさせていただきます。そういったことがないように、町長の第1答弁でも申し上げましたが、職員の指導のほうは徹底してまいります。今、このままではレッドゾーンが終わらんようになる、遅れるようになる、それが一番、私も嫌なことでございます。ですから、どうかそういったことにならないように、提案のほう、対応策の提案をさせていただくんですが、なかなかちょっと難しいところがございまして、どうかそこは議員さんも、すいませんが、お力を貸していただいて、地権者の方への説得というのを一緒にさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、参事のほうの説明をしてまいりましたが、実際の運用において、一番大事なところ、最後、議員の御指摘があったように、レッドゾーンの解消、これに向けて鋭意努力する必要があるとございます。そういった意味の解消の意味でしっかりと地権者の

方と協力を得ながら、今後は取り組んでいきたいというふうに思いますので、議員の御協力のほうもまたよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何かさっきから本当、泣き落としオンリーということですが、実際に町長、それは分かったよ、ね。あんたの言うことも分かるが、今までいろんなもろもろで災害が遅れてきたとかどうとかいうね、これは言い換えれば、担当課の職務怠慢よ。これも昨年12月に言いましたが、5月に入札したんですよ、工事発注。工期が9月ですよ。それを10月に延長して、11月に延長して、12月に延長して、それで終わるんかいうたら1月21日じゃ。何回延長するん。計画性のなさを言うてるんよの。その工事をやるのに、あと2か月かかるよ、1か月かかるよ。何で、1か月、1か月、1か月、1か月いうて、3回も4回も5回も延長せなならん。これ、技術がないんじゃ、技術が、担当課が。能力がない、はっきり言うて。当然、その工事を見りゃ、2か月かかるか3か月かかるか、分かるじゃろ。そういうことも分からんような職員を配置しとるということになる、言い換えりゃ。そこらの人事配置、職務怠慢をどう思うか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）建設部長として答えます。今の工事が1か月、2か月延びたところ、あそこの箇所は非常に難しいところでございます。もう皆さん、どこかすぐ分かると思います。工事を受注していただく業者が非常に見当たらない。どうにか町内業者でやっていただくことになったんですが、それでもいろんな仕事がいっぱいある中で、ほかの工事等ある中で無理に受けていただいたような形で頑張っております。今年の7月、8月のときにも応急復旧で、その業者は三迫地区のところ頑張ってくれております。いろんなそういったことで工期は延びて御迷惑はかけたというところは反省すべきところはあると思いますが、彼らを責めるのはやめてください。職員を責めるのはちょっとやめてください。精いっぱいやっております。それよりもやはり、御協力いただけたところはしっかり御協力をちょっといただければと思います。それが、やはり工事の遅れに全てつながっております。もう一回、申し上げますが、一日も早く工事のほうを完成するという、御決議のほうをいただいております。私以下職員も一生懸命やっております。どうかそういった意味で議員さんのほうも御協力いただけたところは一緒に御協力していただきまして、一日も早い三迫三丁目地区の災害復旧、インフラ強靱化に取り組むことに御協力いただければと思っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か知らんが、ほんま協力してくれ、助けてくれということは分かるんじや。この件について高岸1号橋、これも12月に言うるとるんよの。本当に3末で終わりますかいうて、これ、高岸1号橋、今言うように、ようやく水道の仮設が始まった。今から下水道の移設工事をやらにゃいけん。ところが、工期が3末よ。それで、去年の12月にどうなのかいうて、下水の移設はいつまでかかるのか、中電の電柱、私の非公式情報では2月にならないと、電柱移設やりませんよ。案の定、2月の11日じゃったかな、移設したの。今ようやく済んだところ。それでも、建設部長は当時、建設部長は3末までやります、努力しますと言うとる。ほんで、頑張ったかどうか知らんが、本当に災害が起きてすぐなら、民地に水道仮設をやろうと何しよう、それはもう緊急事態よ、しょうがない。ところが、あれからもう3年も4年目に入ろうかと言うとるの。正味3年経つとる。ほいで、慌てて工事したんかどうか知らんが、3年も過ぎてから緊急事態じゃとってね、民地に仮設を引っ張る。でたらめ行政をやつとる、の。何の考えもない。ほいで、工事を遅れとるから助けてくれ、協力してくれ。協力できる体制になってない。だったら、その橋を3月に完成します、これはどうするんか。この間、私的に何かどっかで言うた、夏頃までか雨の頃までにはどっかなるじゃろう。そしたら、ある議員が言うた。雨の頃いうたらいつや、梅雨か台風か。梅雨なら端的に6月、台風なら9月、工期は3末ですよ。3か月延びるのか、6か月延びるのか、それすらも分からない。だから、計画性がないですよ、能力はないですよいうとる。3末でできないのならできない。しょうがない、諸般の事情で。だから、そういうことで3か月延長してください、6か月延長してください、工期延長。そこらの計画性もないのかというとる。そこらはどうなのか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）工期のことですが、12月に答弁いたしましたときには、当然、まだ工期がいつまで延びるかというのは明確にちょっと言えませんでしたので、あの時点で私確かに3月いっぱいをまずは目指す、工事のほう取り組みますと申し上げました。その後、いつ頃になるんかという話について、これまで常任委員会のほうでも説明させていただきましたが、また、ここであえて、もう一度説明をさせていただきますが、今の時点では3月末にはもうできません。事故繰越しの手続を取らせていただきますというお話をさせていただきました。事故繰越しの手続をすることになったら、工期を

いつまで延ばすんかという話になるので、それが分かり次第、委員会のほうには報告するようにと、文書か何かで報告するようにという指示を委員長の方からいただいておりますので、工期のほうがいつまで延ばすんかということが明確になり次第、変更契約を取り次第、委員会のほうに報告のほうはさせていただきます。それと、工期を夏とかいうお話をさせていただきました。これも、常任じゃったかな、全協じゃったかな、そこでも申しあげました。なぜ夏かというお話でございますが、えん堤の工事着手が8月頃には着手するというお話があったので、一番言いたいのは夏というんじゃなくて、えん堤の工事に支障が出ないような形で工事のほうを完了させていきたいと。それはその前の委員会のときでもそう私申しております。再度、ここでそうやって発言のほうをさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）るる言うてもしょうがないがね、何か知らんが、これいう結論が出てこんのよの。そこで、再度、町長、しっかり聞いてもらいたい。先ほど来、言うとするよの。契約した高岸1号橋の工事が不意になります。これ、警告じゃないんよ、可能性を言うとするんよ。それから、先ほど来言うとするレッドゾーン解消、まちづくりができなくなる。こういうことも含めてしっかり計画を持ってやってくれないと、何のために3か月に1回、ここでわいわいいうて、みんなが、出合橋を早くやってくれ、災害復旧を早うやってくれ、そういう意味がない。単なる年中行事の七夕さんみたいなことでワッシュイワッシュイ言うとするだけじゃ駄目じゃと言うとするわけよの。肝に銘じてやらないと、今言うた大変な事態が起きるわけよ。そういうことを担当課、建設課、水道課、認識しとらんとするんよ。もっと認識しとったら真剣に来るはずなんよ。そこら含めて警告して、その対処法をどうするんか、今ここで結論出せいうても即答はできんと思うんじゃ。緊急に対応してくれるように、一般質問でお願いという言い方はおかしいかも分からんが。これで終わるけども、それをしっかり頭に入れて、真剣に考えないと、町行政大変なことが起きるということで終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をします。再開は追って通知をしますが、議員の皆さんは直ちに会議室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午後3時02分 休憩

午後3時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）少し早いんですが、皆様おそろいのようなので、休憩前に引き続き、本会議を再開いたしたいと思います。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第14に至る各議案については、新年度予算に関連する各条例案及び予算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受けて、予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、御協力をよろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、第11号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、第14号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第11号議案から第14号議案まで一括で御提案申し上げます。令和3年人事院勧告に伴い、関係する4件の条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第11号議案から第14号議案までを一括で御説明申し上げます。第11号議案から第14号議案につきましては、令和3年人事院勧告に伴い、関係する4件の条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、資料16の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は7ページから11ページ、四つの条例の新旧対照表を資料17から資料20でお配りしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、資料16をお願いします。まず、令和3年人事院勧告の骨子でございますが、月例給の改定は行わないものでございます。また、期末手当について、民間の支給割合を考慮し、0.15月分引き下げるとするものでございます。続きまして、国の改定についてでございますが、（1）として、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げられるものでございます。（2）令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額して調整されるものでございます。対象者は、令和4年6月に期末手当を支給されるものであって、令和3年12月に期末手当を支給されたもので、調整率につきましては、一

般職員が127.5分の15、再任用職員が72.5分の10でございます。以上を踏まえまして、3、海田町の改定方針でございます。国の改定に準じた改定を行うものとし、毎月の給与については改定を行わないこととします。期末手当についても、国の改定に準じて支給月数の引下げを行います。また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についても国の改定に準じて行います。対象者は国と同様といたしますが、会計年度任用職員は除きます。調整率につきましては記載のとおりでございます。なお、調整率の算出方法は令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員等の区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。改定の月数につきましては、2ページから3ページにお示ししております一覧表のとおり、議員の皆様をはじめ、町長などの特別職、常勤の一般職及び会計年度任用職員について、それぞれ0.15月分の引下げ、再任用職員については0.1月分の引下げでございます。3ページをお願いいたします。2におきまして、参考として令和4年6月期末手当額の算出例をお示ししております。入庁9年目、主任主事、給料月額24万7,900円、扶養なしの者の場合、令和4年6月期末手当額は24万7,900円に地域手当3パーセントを乗じて、改定後の支給月数1.2を乗じます。これから調整額を差し引くこととなりますが、調整額は令和3年12月期末手当額31万8,331円に調整率127.5分の15を乗じた金額となり、実際の支給額は26万8,954円となります。最後3の施行期日でございます。会計年度任用職員以外の職員は交付の日、会計年度任用職員は令和4年4月1日でございます。以上で、第11号議案から第14号議案の説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、第15号議案、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第15号議案、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員の処遇改善を行うことにより、団員を確保し、消防団の活動体制の強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） それでは、第15号議案、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定を御提案申し上げます。

議案書12ページをお願い申し上げます。資料21、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の概要について、資料22、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表によります。改正内容については、資料21の条例の概要で御説明をいたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、消防団員の処遇改善を行うことにより、団員を確保し、消防団の活動体制の強化を図るため、年額報酬の増額、及びこれまで出動手当を費用弁償としておりましたが、これを改め、出動報酬とする所要の改正を行うものでございます。次に、2、報酬額、(1)の年額の報酬の増額でございます。国より示された団員階級の年額報酬3万6,500円を標準額とし、それぞれの階級で地方交付税の措置される上限額を設定いたします。(2)の出動報酬の新設、費用弁償から報酬へでございますが、これまで一律で1回3,700円としておりましたが、出動回数を実際に近い状態で整備を行い、勤務状態に応じ、報酬を設定いたしました。支出に対する収入は地方交付税で措置されます。次に、3の条例の改正内容でございますが、第12条、報酬関係、第13条、費用弁償関係の条項の整理を行うものでございます。最後に、4の施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第7、第16号議案、海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8、第17号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第16号議案及び第17号議案を一括で御提案申し上げます。国民健康保険税について、町独自の激変緩和措置等を実施する財源として基金を充てることのできるようにするとともに、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の財源を適切に確保するため、関係する2件の条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 住民課長。

○住民課長（近森） それでは、最初に、第16号議案、海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。併せて、資料23、海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の概要及び資料24、海田町国民健康保険基金条例新旧対照表をお

願いします。内容については、資料23、条例の概要で御説明します。まず、改正の趣旨ですが、国民健康保険税の激変緩和措置等の実施財源として、海田町国民健康保険基金を充てることができるようにするため、海田町国民健康保険基金条例の一部を改正するものです。次に、改正の理由ですが、令和4年度国民健康保険税の税率算定において、県が算出した1人当たりの保険料収納必要額の結果により、海田町は県の激変緩和措置が適用されましたが、海田町への充当財源が減少したことにより、海田町国民健康保険加入者1人当たりの保険税額が前年度に比べ大幅に増加することから、基金を用いて、町独自の激変緩和措置を行う必要が生じたためです。次に、3の改正内容については、設置の目的の改正です。改正前の基金の充当ができる範囲を国民健康保険事業の保険給付に限定から、保険給付を含めた国民健康保険事業財政の健全な運営に改正するものです。次に、令和3年12月末現在の国民健康保険基金残高は1億2,837万9,000円です。施行期日については、令和4年4月1日です。以上で、説明を終わります。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） 続きまして、第17号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書15ページをお願いします。資料については、資料25の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料26の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。説明につきましては、資料25の条例の概要で行います。この改正については、国民健康保険税の税率の改正でございます。令和4年度の国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率を踏まえ、町独自の激変緩和措置を行った上で、事業費納付金の財源を適切に確保するため税率を改正するものでございます。中段の表は、現行の税率で、2列目に基礎課税額分、3列目に後期高齢者支援金等課税額分、4列目に介護納付金課税額分を、また、2行目の所得割から下に、資産割率、均等割額、平等割額、特定世帯の平等割額及び特定継続世帯の平等割額の税率を記載しております。下段の表は今回提案をさせていただきます県及び町の激変緩和措置を適用した改正後の保険税率を記載しております。2ページをお願いします。表は、県の激変緩和措置が適用された市町村標準保険料率を記載しております。施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。以上で、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第9、第18号議案、令和4年度海田町一般会計予算から、日程第14、第23号議案、令和4年度海田町水道事業会計予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第18号議案から第23号議案までを一括で御提案申し上げます。令和4年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、まず第18号議案から第22号議案までの令和4年度海田町一般会計及び特別会計の予算について御説明いたします。

説明は、資料34、令和4年度予算の概要により御説明いたします。予算の概要の4ページをお願いいたします。財政規模でございますが、令和4年度の一般会計の予算規模は129億8,300万円で、令和3年度に比べ10億2,300万円、8.6パーセントの増でございます。また、特別会計の令和4年度の当初予算額と令和3年度の比較についても、それぞれ表内に記載をしております。次に、6ページから31ページにかけて、主要事業の概要について繰越し事業分も含めて施策の体系に沿って掲載をしております。個別の説明については施政方針の内容と重複する部分もございますので、省略をさせていただきます。なお、当初予算に係る主な新規・拡充事業等に関する個別資料として、資料35を併せて提出しております。

続きまして、32ページをお願いいたします。歳入の状況について、歳入予算一覧表を掲載しております。町税については、設備投資の増加による固定資産税の増収等により増加が見込まれております。地方交付税については、令和2年度国勢調査人口の反映による増や地方財政計画上の臨時財政対策債の減等により、増加が見込まれております。財源不足分については財政調整基金からの繰入れによって補います。各歳入項目については、34ページから53ページにかけてそれぞれ記載をしております。

続きまして、54ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。目的別の令和4年度予算額と前年度比較を表にまとめておりますが、その主な項目については、総務費は庁舎移転事業や電算システム改修事業等により増、民生費は私立保育所等保育事業等により増、土木費は河川改修事業や畝曾田線整備事業等による増、教育費は小学校トイレ改修事業や学校給食費の公会計化等により増となっております。公債費は公民館整備事業債を令和3年度に繰上償還することなどにより減となっております。個別の

内容については、56ページ以降にそれぞれ記載をしております。また、79ページ以降は特別会計ごとの予算の概要についてまとめておりますが、個別の説明は省略をさせていただきます、会計ごとに議案の説明をさせていただきます。

まず、第18号議案をお願いいたします。令和4年度海田町一般会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を129億8,300万円と定めております。第2条は債務負担行為について、第3条は地方債について、第4条は一時借入金について、第5条は歳出予算の流用について、それぞれ定めております。

続きまして、第19号議案をお願いいたします。令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を12億6,125万4,000円と定めております。第2条は地方債について、第3条は一時借入金について定めております。

続きまして、第20号議案をお願いいたします。令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を22億5,179万6,000円と定めております。第2条は一時借入金について、第3条は歳出予算の流用について定めております。

続きまして、第21号議案をお願いいたします。令和4年度海田町介護保険特別会計予算でございます。第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を21億3,502万4,000円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,875万3,000円と定めております。第2条で一時借入金について、第3条で歳出予算の流用について定めております。

続きまして、第22号議案をお願いいたします。令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を4億1,348万7,000円と定め、第2条で一時借入金について定めております。以上で、令和4年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）続きまして、第23号議案、令和4年度海田町水道事業会計予算について御説明をさせていただく前に、おわびを申し上げる機会をいただきたいと存じます。事前にお配りいたしました議案に誤りがあり、差し替えをさせていただくこととなりました。深く反省するとともに今後このようなことがないように確認の徹底をまいります。大変、申し訳ありませんでした。

それでは、令和4年度海田町水道事業会計予算について、御説明をさせていただきます。

資料49の令和4年度水道事業会計予算の概要により、御説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。事業収益は5億1,855万円で、令和3年度予算に比べまして191万5,000円の増となっております。また、事業費用は4億7,503万2,000円で、令和3年度予算に比べまして、4,109万円の減となっております。以上の結果、令和4年度におきましては、4,351万8,000円の利益を見込んでおります。次に、資本的収入は1億4,871万8,000円で、令和3年度予算に比べまして、2,770万9,000円の減となっております。また、資本的支出は3億9,607万5,000円で、令和3年度予算に比べまして、570万2,000円の減となっております。令和4年度は、引き続き、国信浄水場の電気機械設備の老朽化に伴う改修工事を実施いたします。水道管につきましては老朽化した配水管を長寿命耐震管で更新してまいります。また、蟹原浄水場の浸水対策及び耐震改修を行うための実施設計を行います。なお、差引不足額2億4,735万7,000円につきましては、内部資金であります損益勘定留保資金や建設改良積立金で補填する予定でございます。

続きまして、第23号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしましては、給水戸数は1万3,715戸、年間総配水量は331万8,000立方メートル、1日平均配水量は9,090立方メートルを予定しております。次に、第3条には収益的収入及び支出、第4条には資本的収入及び支出、第5条には国信浄水場改修工事や配水管整備などの財源に充てるための企業債を定めております。第6条には一時借入金、第7条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条には流用禁止項目、第9条にはたな卸資産の購入限度額を定めております。以上で、令和4年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。

この際、議長より発議をしたいと思っております。第11号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから第23号議案、令和4年度海田町水道事業会計予算までの13議案については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本件は議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることと決めます。この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の皆さんは会議室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 4 6 分 休憩

午後 3 時 5 6 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果について御報告いたします。委員長に宗像議員、副委員長に小田議員と決しております。

ただいま、多田議員ほか14名から発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加をし、追加日程第1として議題とすることに決しました。資料を配付してください。

（資料配付）

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第1、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。多田議員。

○12番（多田）多田です。ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議する決議案、これを読み上げて提案理由といたします。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、明らかな国際法違反であり、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害していることは明白であります。更に、武力の行使を禁止した国連憲章にも違反をしています。また、プーチン大統領は核兵器の使用を示唆するような発言もしています。このことは核兵器の廃絶と世界平和を願うヒロシマの心を踏みにじるもので強い憤りを覚えます。ロシアによるウクライナへの侵攻とプーチン大統領の発言に厳重に抗議するとともに攻撃を直ちに停止して、ロシア軍のウクライナ国外への完全撤退を強く求めます。以上、決議する。令和4年3月3日、海田町議会。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。

これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。発議第1号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。予算審査特別委員会の審査のため、3月4日から3月13日までの10日間、休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、3月4日から3月13日までの10日間、休会とすることに決します。

会議規則第23条の規定により、本日はこれにて散会といたしたいと思います。

なお、次の会議は3月14日午前9時から開会いたしますので、本日は大変御苦勞様でした。ありがとうございました。

午後4時01分 散会